

横須賀市基本計画 (2011~2021) 2次素案

2010年(平成22年)4月
横 須 賀 市

はじめに

現在の横須賀を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少、財政状況の悪化など市の存続そのものに関わる大きな問題や、経済、交通、環境など様々な課題を同時に抱えるという、これまでにない大変厳しい状況になっています。

しかし、このまま将来を悲観していても何も変わりません。私たちには、これまで先人たちが築いてきた横須賀の財産を 100 年後、さらにその先まで伝えて行く義務があります。

そのために、この厳しい時代だからこそ、あえて高い理想を掲げ、行政と市民がそれぞれ自らの責任を果たし、横須賀の自信と誇りを取り戻さなければなりません。

新たな基本計画では、横須賀に対するこの思いを、市民の皆さん全員と共有します。

計画期間

新たな基本計画の計画期間は 2011 年度（平成 23 年度）から 2021 年度（平成 33 年度）の 11 年間とします。

目 次

第1章 社会経済環境の変化と横須賀の基礎的な課題	1
1 少子高齢化と人口減少社会の急速な進展.....	1
2 厳しい財政状況への対応.....	3
3 環境配慮への機運の高まり	5
4 地域経済への期待	7
5 安全・安心への要請	8
6 成熟型社会の進展	10
7 地域主権の確立.....	10
第2章 計画の条件	11
1 人口・世帯数.....	11
2 産業.....	15
3 土地利用	16
第3章 重点プログラム.....	19
1 重点プログラムの前提条件	19
2 重点プログラムの位置付け	19
3 重点プログラムの概要.....	20
第4章 まちづくり政策.....	24
1 いきいきとした交流が広がるまち	24
2 海と緑を生かした活気あふれるまち	26
3 個性豊かな人と文化が育つまち.....	29
4 健康でやさしい心のふれあうまち	32
5 安全で快適に暮らせるまち	35
第5章 まちづくりの推進姿勢.....	39
1 市民協働によるまちづくりの推進.....	39
2 効率的な都市経営の推進.....	40
3 地方分権と広域連携の推進	41

第1章 社会経済環境の変化と横須賀の基礎的な課題

1 少子高齢化と人口減少社会の急速な進展

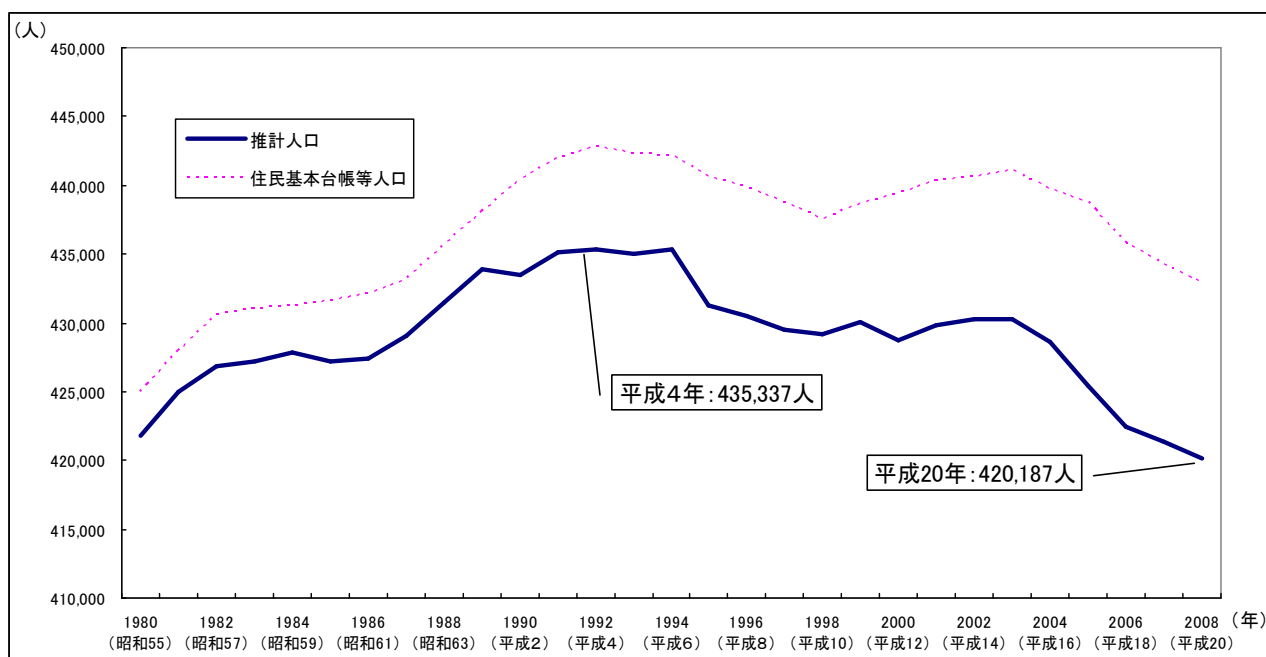
人口動態統計（厚生労働省）によれば、わが国の合計特殊出生率は、1997年（平成9年）以降1.4を下回る水準で推移し2007年（平成19年）には1.34にまで低下しています。また、2005年（平成17年）国勢調査（総務省）によれば、全国の高齢化率は20%を超え、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2023年（平成35年）に30%を超えると見込まれています。さらに、総人口を見ると、人口減少が進み、2046年（平成58年）には1億人を下回ると見込まれています。

一方、横須賀に目を向けると、人口は1992年（平成4年）をピークに減少傾向にあります。加えて、少子高齢化が急速に進展しており、総人口に占める年少人口割合の低下傾向が続く一方、老年人口の割合については県を上回るペースで上昇し続けています。また、生産年齢人口については、県より早い時期から減少傾向を示しています。

高齢化の進展や生産年齢人口の減少は、歳出の増大、歳入の減少を招き、少子化の進展は、将来の労働力人口の減少を招くなど、財政の悪化や都市活力の低下を助長する要因になると考えられます。

今後、子育て・教育環境の充実、雇用の場の拡充及び広域的な公共交通網の充実などを図ることにより、若年層の転出抑制を推進していくことが求められています。また同時に、誰もが安心・快適に移動できる公共交通網の整備や高齢者が活躍できる場の充実などを図ることにより、更なる高齢化の進展に備えていくことが求められています。

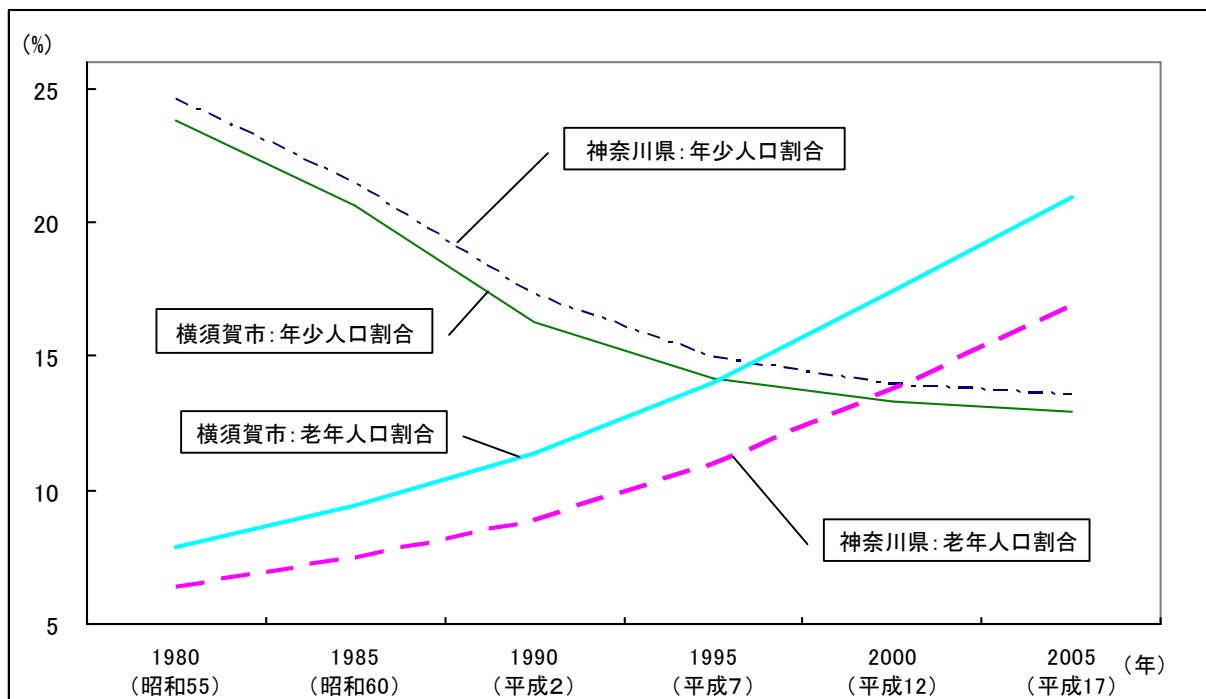
図 横須賀市の人口の長期的推移



注) 住民基本台帳等人口は、住民基本台帳登録人口と外国人登録法による登録者数を合算した数値。

資料：横須賀市統計書ほか

図 神奈川県、横須賀市の年少人口割合と老年人口割合の推移



資料：国勢調査

表 全国、神奈川県、横須賀市の近年の年齢三区分別人口の推移（人）

	全国			神奈川県			横須賀市		
	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
1980年 (昭和55年)	27,507,078	78,834,599	10,647,356	1,703,063	4,772,542	443,048	100,145	287,668	33,113
1985年 (昭和60年)	26,033,218	82,506,016	12,468,343	1,595,127	5,277,568	555,885	88,173	298,465	40,419
1990年 (平成2年)	22,486,239	85,903,976	14,894,595	1,375,769	5,874,445	704,596	70,473	313,545	49,146
1995年 (平成7年)	20,013,730	87,164,721	18,260,822	1,231,943	6,098,448	908,467	61,165	310,247	60,725
2000年 (平成12年)	18,472,499	86,219,631	22,005,152	1,184,231	6,121,470	1,169,528	56,940	296,241	74,760
2005年 (平成17年)	17,521,234	84,092,414	25,672,005	1,184,631	6,088,141	1,480,262	55,085	281,732	89,292

注) 年少人口は0歳～14歳、生産年齢人口は15歳～64歳、老年人口は65歳以上

資料：国勢調査

2 厳しい財政状況への対応

経済の低迷に伴う税収の伸び悩み、少子高齢化に伴う社会保障経費の増大などにより、本市の財政は危機的な状況にあります。

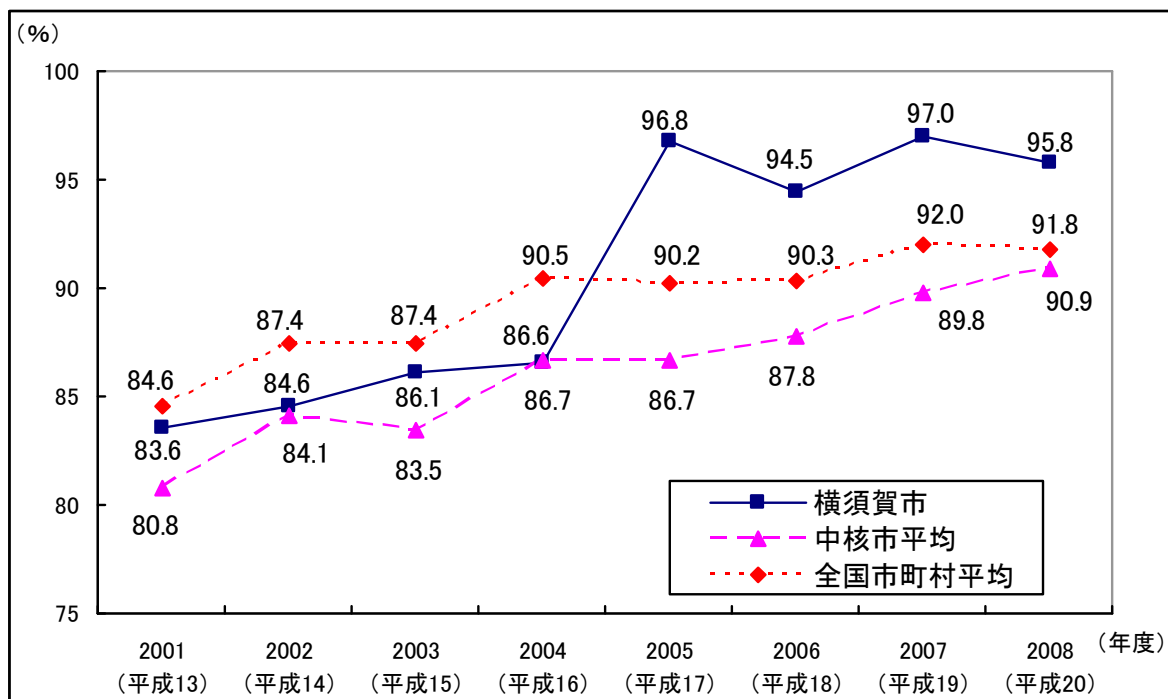
財政の硬直度を示す経常収支比率について全国市町村の平均を見ると、2001年度（平成13年度）の84.6%から2008年度（平成20年度）の91.8%に上昇しており、また中核市平均についても、近年、同様に上昇傾向となっています。一方、本市は2005年度（平成17年度）に急速に悪化した後、95%前後で推移しており、中核市平均の値を大きく上回っている状況が継続しています。また、借金にあたる市債は、計画的に減少させてきましたが、2008年度（平成20年度）時点で、その残高は約3,110億円となっています。さらに、貯金にあたる財政調整基金は、2004年度（平成16年度）をピークに減少に転じ、2008年度（平成20年度）には増加したものの、その残高はピーク時とは大きく隔たりがあります。

生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展などにより、これからも本市の財政を取り巻く環境は厳しい状況が続くと予想されます。

今後はこれまで以上の創意工夫や選択と集中により、歳出を抑制していくとともに、財政構造を改善していくために、歳入増に結びつく政策を長期的視点で推進していくことが求められています。

また、財政に関する計画や財政状況が分かる情報を定期的に市民に公表するなど、本市が抱える財政的な課題を行政と市民が共有していくことが求められています。

図 経常収支比率の推移

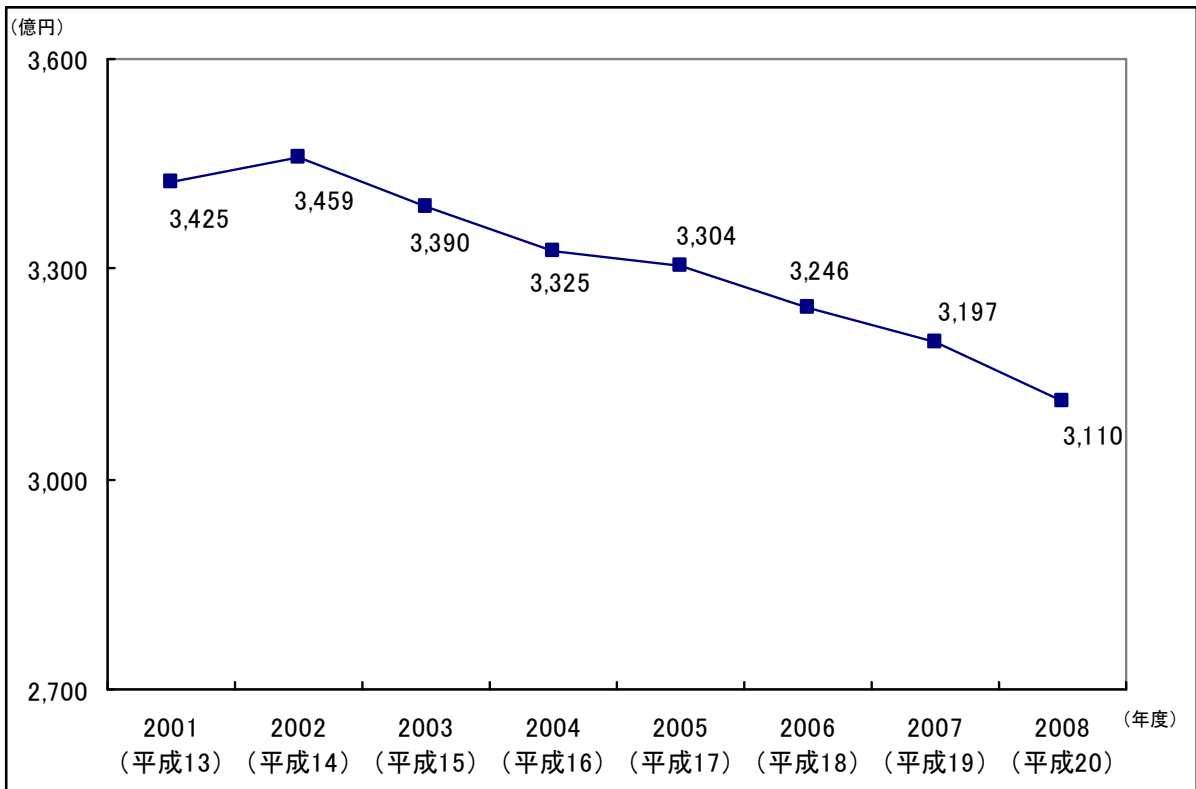


注1) 経常収支比率とは、市の歳出のうち、人件費や公債費など毎年経常的に支出される経費が、市税などの経常的に収入される一般財源（使い道が特定されないもの）に占める割合をいう。この指数が低いほど、いろいろな事業に使えるお金の余裕があるということになる。

注2) 中核市平均は、横須賀市を除いた数値

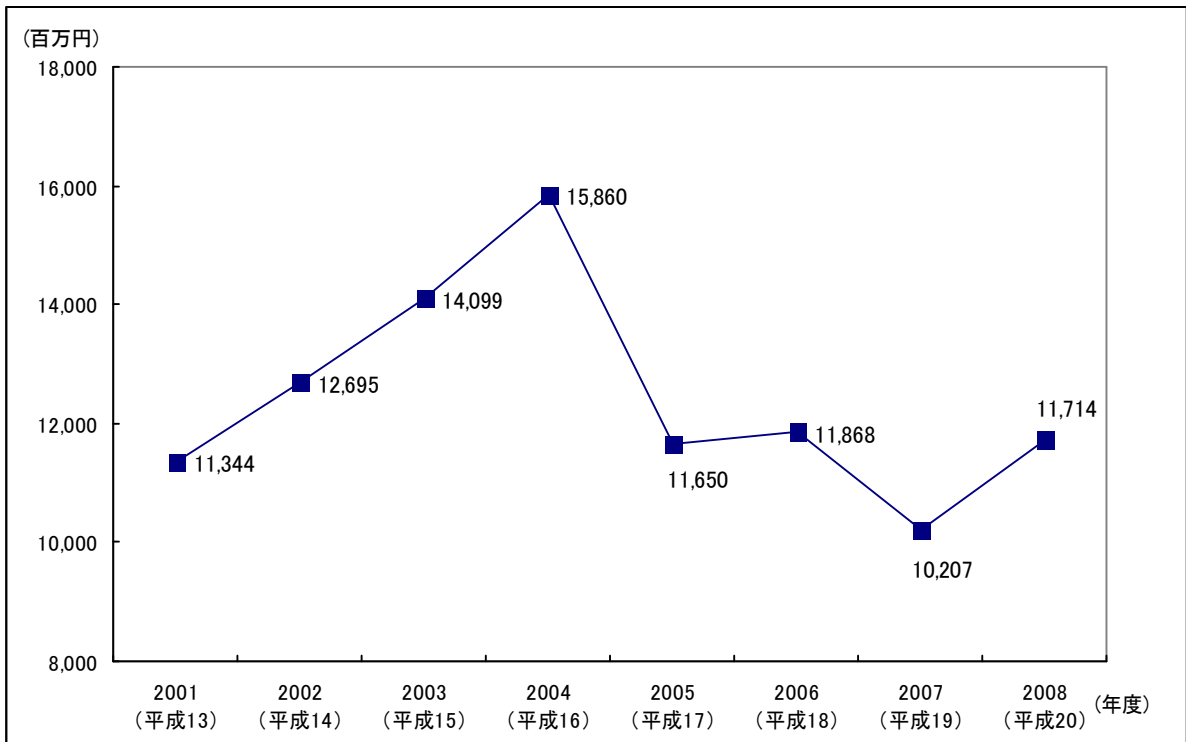
資料：地方財政の状況（総務省）、横須賀市財政部資料

図 市債残高の推移（全会計）



資料：横須賀市財政部資料

図 財政調整基金残高の推移



資料：横須賀市財政部資料

3 環境配慮への機運の高まり

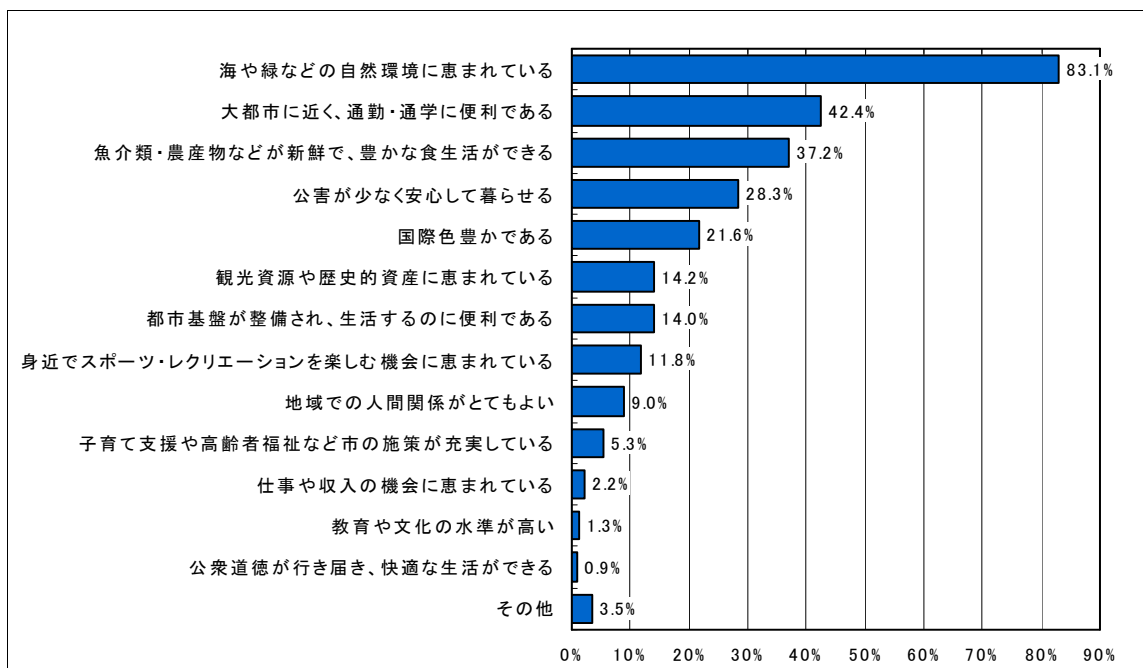
都市化による自然環境の破壊は、二酸化炭素の吸収源である緑地の減少をもたらすとともに、多様な生物の生息環境も侵し、地球環境に大きなダメージを与えてきました。また、生活水準の向上をもたらした大量生産・大量消費型の社会経済システムは、大気汚染、水質汚濁など地域レベルでの環境だけではなく、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など、地球レベルでの環境にも深刻な影響を与えてきました。

一方、横須賀の自然環境は、海岸線の水辺空間や市域中央部の丘陵地の豊かな緑などを有し、首都圏にありながら大変恵まれていると言えます。こうした特長は市民にも横須賀の魅力として評価されており、市民アンケート調査によると、市民の83.1%が、横須賀の魅力的な点として「海や緑などの自然環境に恵まれている」ことを挙げ、市民が横須賀のシンボルと感じている点として「海や海を中心とする自然環境」を第1位に挙げています。

また、横須賀市民が考える力点を置いてほしい環境政策は、自然環境を保全することに次いで、公害対策を進めること、リサイクルを進めること、温室効果ガス排出削減に取り組むことが多くっており、環境負荷の低減についても高い関心が寄せられています。

今後も、生物多様性の保全・利用に配慮しながら、横須賀の大きな魅力である多様で豊かな自然環境の保全・創出に取り組み、自然と調和した潤いのある都市環境の整備・充実を進めていくことが求められています。また同時に、地球温暖化対策など低炭素社会への転換や廃棄物対策の推進など、環境に対する負荷を低減していくことも求められています。

図 横須賀の魅力的なところ

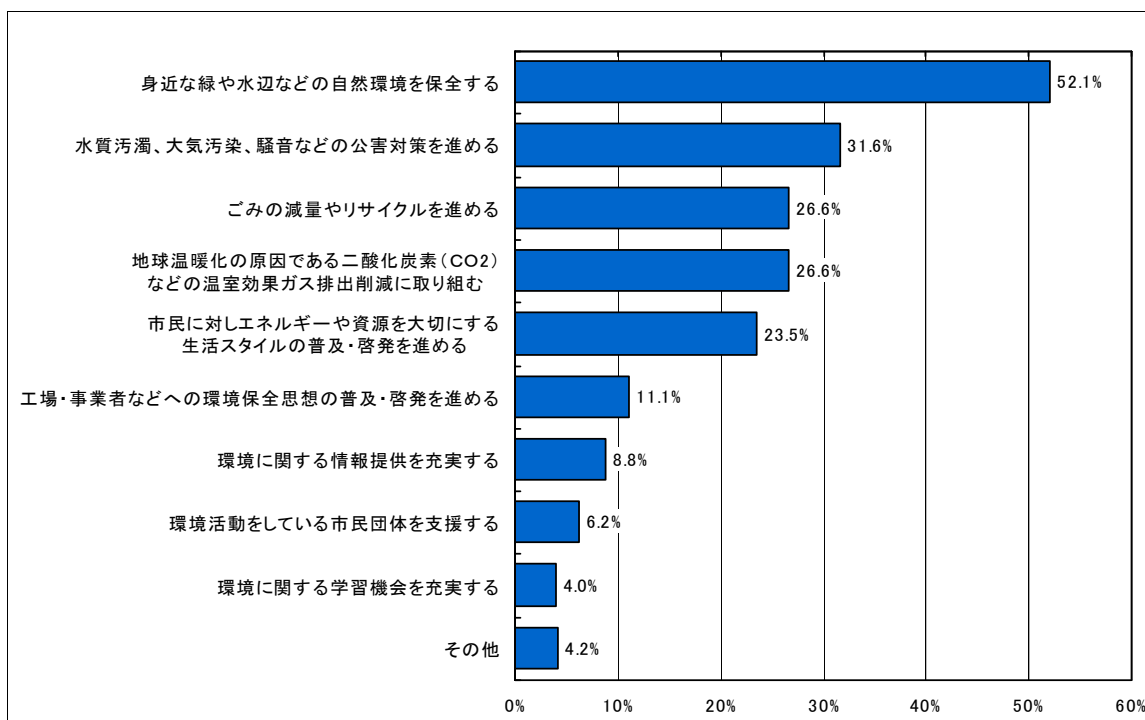


注1) 回答数は2,150人

注2) 複数回答

出所：基本計画策定のための市民アンケート報告書（H20）

図 環境政策についての今後の力点



注1) 回答数は2,120人

注2) 複数回答

出所：基本計画策定のための市民アンケート報告書（H20）

表 市民が横須賀のシンボルと感じているもの

順位	主要項目	回答件数
1位	海や海を中心とする自然環境	881
2位	米軍・自衛隊の基地	665
3位	山や緑	259
4位	港や船	139
5位	観音崎	138
6位	ペリー・開国	137
7位	三笠公園・記念艦三笠	130
8位	猿島	100
9位	祭・花火大会	99
10位	灯台	66
11位	美術・芸術	49
12位	どぶ板通り	46
12位	カレー	46

注1) 回答数は1,704人

注2) 複数回答（回答が30件以上あったもの）

出所：基本計画策定のための市民アンケート報告書（H20）

4 地域経済への期待

交通機関の進化、情報通信技術の高度化などにより、人、物、金、情報が短時間で世界中を移動できるため、経済のグローバル化が急速に進展しています。企業においては、世界規模での再編が繰り広げられ、グローバル化に対応できる経営基盤や付加価値の高い技術の開発が求められています。

一方、横須賀の産業は、輸送用機械器具（自動車、造船）などの大規模製造業に牽引され発展してきましたが、近年は、情報通信産業の誘致を進めるなど産業構造の多角化に努めてきました。

今後は、既存産業の高付加価値化・活性化、新たな成長産業や雇用吸収力の高い産業の誘致を進めるとともに、公共的支出が、地域に還元し、それが循環し続けるような仕組みづくりを進めるなど地域経済を活性化させることが求められています。

また、現在進められている羽田空港再拡張など周辺環境の変化を企業や観光客の誘致の観点から好機として確実に捉えていかなければなりません。

さらに、横須賀の地域資源を積極的に活用していくことや、地場製品の素晴らしさを市民一人ひとりが認識し、それらを消費に結びつける地産地消を促進していくことも求められています。

表 企業等立地促進制度の適用企業件数

区 分	制度適用 企業件数	制度適用企業件数の内、進出地区別件数				
		YRP	海辺 ニュータウン	久里浜 テクノパーク	久里浜港	その他
1999年度 (平成11年度)	2	1	1	0	0	0
2000年度 (平成12年度)	0	0	0	0	0	0
2001年度 (平成13年度)	5	1	3	0	0	1
2002年度 (平成14年度)	0	0	0	0	0	0
2003年度 (平成15年度)	8	5	1	1	1	0
2004年度 (平成16年度)	2	1	0	0	0	1
2005年度 (平成17年度)	3	0	1	0	1	1
2006年度 (平成18年度)	1	0	0	1	0	0
2007年度 (平成19年度)	3	1	1	0	0	1
2008年度 (平成20年度)	5	0	2	1	0	2
2009年度 (平成21年度)	3	0	1	0	0	2
合 計	32	9	10	3	2	8
上記の内、制度 適用企業実数	29	7	9	3	2	8

注1) 企業等立地促進制度とは、企業等立地奨励金及び拡大再投資奨励金、税軽減、融資の制度をいう。

注2) 制度適用企業件数とは、企業が企業等立地促進制度のいずれかを利用した際にカウントする。

注3) 制度適用企業件数には同一企業が重複して利用している場合が含まれるため、制度適用企業実数とは一致しない。

5 安全・安心への要請

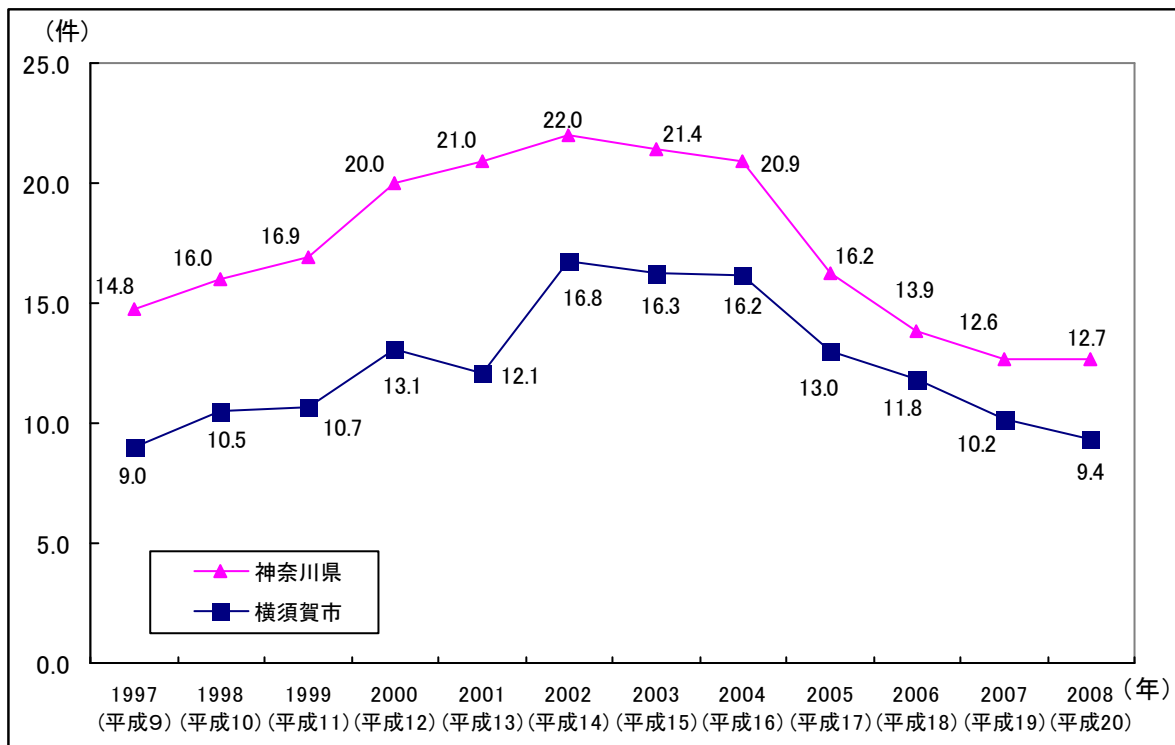
犯罪白書によると、全国の一般刑法犯の認知件数は近年減少傾向にあるものの、詐欺・傷害・暴行など比較的生活に身近なところで起きる犯罪の認知件数は依然として高い水準にあり、また災害については、近年、全国で大規模地震やゲリラ豪雨などが頻発しています。

一方、横須賀に目を向けると、人口千人当たりの刑法犯罪認知件数は2002年（平成14年）をピークに減少しており、その値は常に県全体を下回っていますが、全国的な傾向と同様に、生活に身近なところで起きる犯罪の認知件数は高い水準にあります。また、災害については、横須賀の地形的状況などから、地震災害や風水害による、がけ崩れ、家屋倒壊、ライフラインの損壊など様々な被害が懸念されています。

さらに市民意識に目を向けると、「市民生活の安全・安心の向上」が市民アンケート調査において優先度の高い政策の上位に挙げられており、市民は防災や治安の向上を強く望んでいることが分かります。

今後も、更に安全で安心して暮らすことのできる生活環境を確保するため、自助・共助・公助の枠組みを取り入れながら、犯罪の一層の抑制を図っていくとともに、災害の予防と発災時の被害抑制に向けて、都市基盤や防災体制を整備、強化することが求められています。

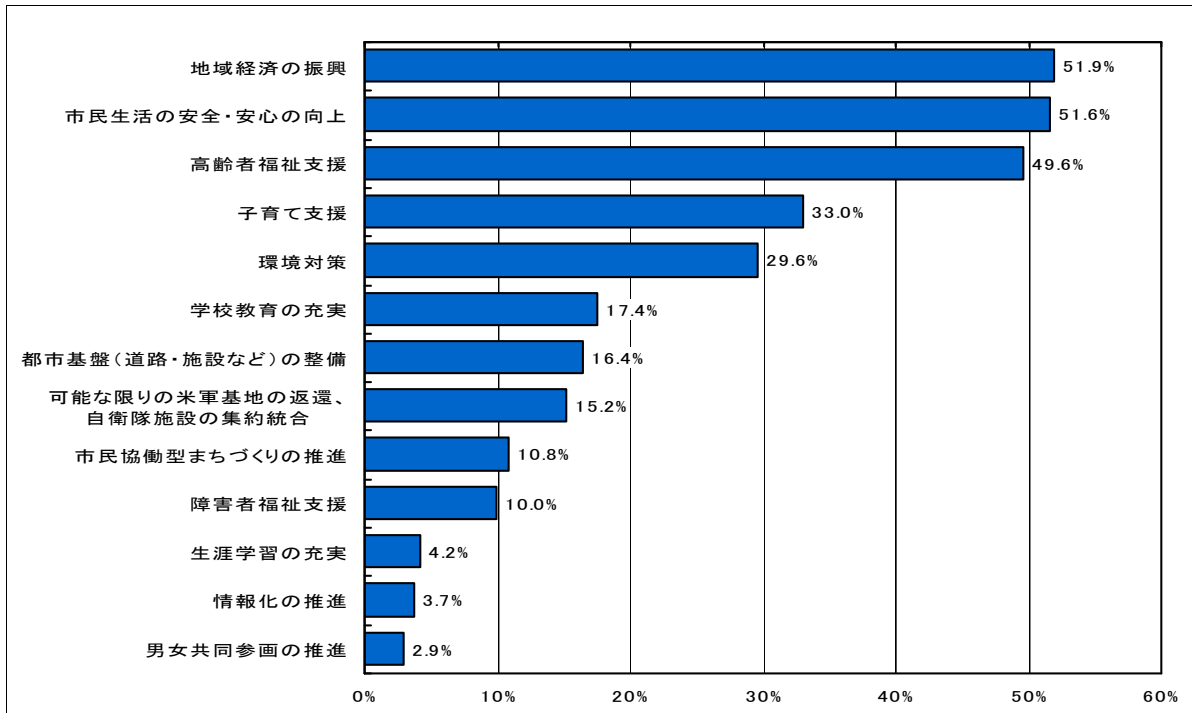
図 人口千人当たりの刑法犯罪認知件数の推移



注) 認知件数とは、犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数をいう。

資料：横須賀市市民安全部資料

図 政策の優先度



注1) 回答数は2,115人

注2) 複数回答

出所：基本計画策定のための市民アンケート報告書（H20）

6 成熟型社会の進展

社会が成熟段階を迎えた今日、自由時間の増加や家族構成の多様化などを背景として、個性が尊重され、人々の価値観も多様化しています。また、情報社会の進展により、誰もがそれぞれの個性に応じて関心を持つ多様な情報を、場所・日時を問わずにやりとりができるようになってきました。しかし、同時に、プライバシー・セキュリティ面での課題やコミュニケーション能力の欠如など負の面も生じています。さらに、こうした情報社会の負の影響や地域の人材育成機能の低下などを背景として、新たな労働力となるべき若年層におけるフリーターやニートなどの増加が社会問題化し、さらには所得格差の拡大も懸念されています。

こうした中、本市においては、世界の人々とのコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育むための国際理解教育、児童・生徒が主体的に情報を活用できるようにするための情報教育、望ましい勤労観や職業観を育成するためのキャリア教育を行うなど、自らの力で時代を切り開くことができる力強い人材の育成を進めています。

今後はさらに人々の個性と価値観に応じた、国際社会にも通用する多様な能力を持った人材の育成を図るとともに、若年層はもちろんすべての市民が社会に対し責任を果たし、生きがいを感じることができるよう、地域において誰もが社会参加しやすい環境を整備することが求められています。

7 地域主権の確立

活気に満ちた地域社会をつくるために、地域のことは地域が決める「地域主権」の確立が期待されています。税財源の移譲を前提とする地域主権が進められることにより、今まで以上に自己決定・自己責任の考えが強く求められ、地方自治体には、限られた資源をいかに効率的かつ効果的に配分・運用していくかという行政経営的な視点がより強く求められています。

一方、本市に目を向けると、まちづくりに参加する機会の提供はできていても、地域住民が主役となって自分達の身近な課題に取り組める環境の提供については、十分でない状況です。

今後は、地域の身近な課題はその地域の住民自らが解決することができる土壌を形成するため、制度の構築や人材の育成を進めていくことが求められています。

また、地域主権の考え方に通じる活動として、個人や任意のボランティア組織、NPO、企業など多様な主体が、行政と積極的にかかわりながら、これまで行政が担ってきた領域や、地域における新たな公共的・公益的な活動を担っていく「新しい公共」が全国的に注目されています。

本市においても、これまで以上に、これら多様な主体が行う活動に自らが張り合いを持てるように、またその活動が市民ニーズに応じたものになるように支援・コーディネートしていくことが求められています。

第2章 計画の条件

1 人口・世帯数

人口推計に基づく「趨勢人口」を将来人口とし、計画最終年である2021年（平成33年）の将来人口を約39万人とします。

（1）人口総数

2007年（平成19年）10月1日の住民基本台帳人口及び同年9月30日の外国人登録者数を基準人口にした将来推計によると、基本計画期間内における人口の動きは減少が続き、計画最終年の2021年（平成33年）の人口は390,106人になると予測されます。

（2）年齢3区分別人口

・年少人口（0-14歳）

年少人口は、2007年（平成19年）の55,380人（総人口比12.8%）から、計画最終年の2021年（平成33年）には39,869人（総人口比10.2%）に減少すると予測されます。

・生産年齢人口（15-64歳）

生産年齢人口は、2007年（平成19年）の281,551人（総人口比64.8%）から、計画最終年の2021年（平成33年）には229,924人（総人口比58.9%）に減少すると予測されます。

・老年人口（65歳以上）

老年人口は、2007年（平成19年）の97,424人（総人口比22.4%）から、計画最終年の2021年（平成33年）には120,313人（総人口比30.8%）に増加すると予測されます。

（3）行政センター管内別人口

各行政センター管内別人口は、減少の幅に差はあるものの、2007年（平成19年）と比較して計画最終年の2021年（平成33年）にはすべての地域で減少すると予測されます。

(4) 総世帯数

総世帯数は、2005年（平成17年）の国勢調査の数値を基準に5年ごとの推計を行った結果、2010年（平成22年）の164,168世帯をピークに減少に転じ、計画最終年（2021年（平成33年））の前年にあたる2020年（平成32年）では156,342世帯（2005年（平成17年）比4,268世帯減）になると予測されます。

(5) 類型別世帯数

世帯を、夫婦と子からなる世帯、夫婦のみ世帯、ひとり親と子からなる世帯、単独世帯、その他の一般世帯の類型に区分してみると、夫婦と子からなる世帯は、今後一貫して減少すると予測されます。一方、単独世帯は一貫して増加を続け、計画最終年（2021年（平成33年））の前年にあたる2020年（平成32年）には夫婦と子からなる世帯を上回ると予測されます。

図 将来推計人口（2008年（平成20年）1月推計）総数

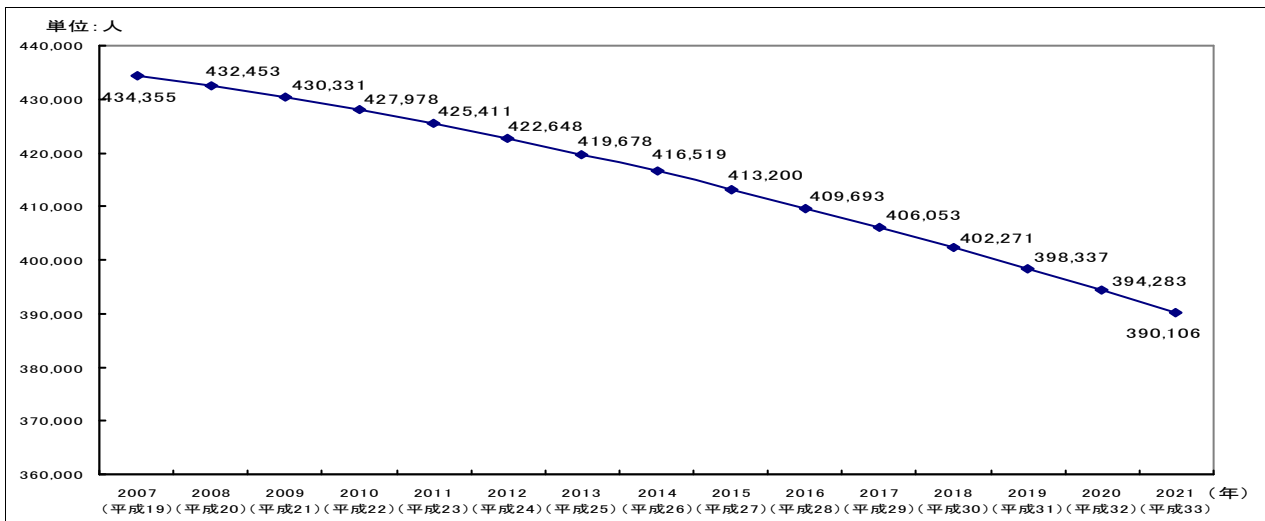


図 将来推計人口（2008年（平成20年）1月推計）年齢3区分

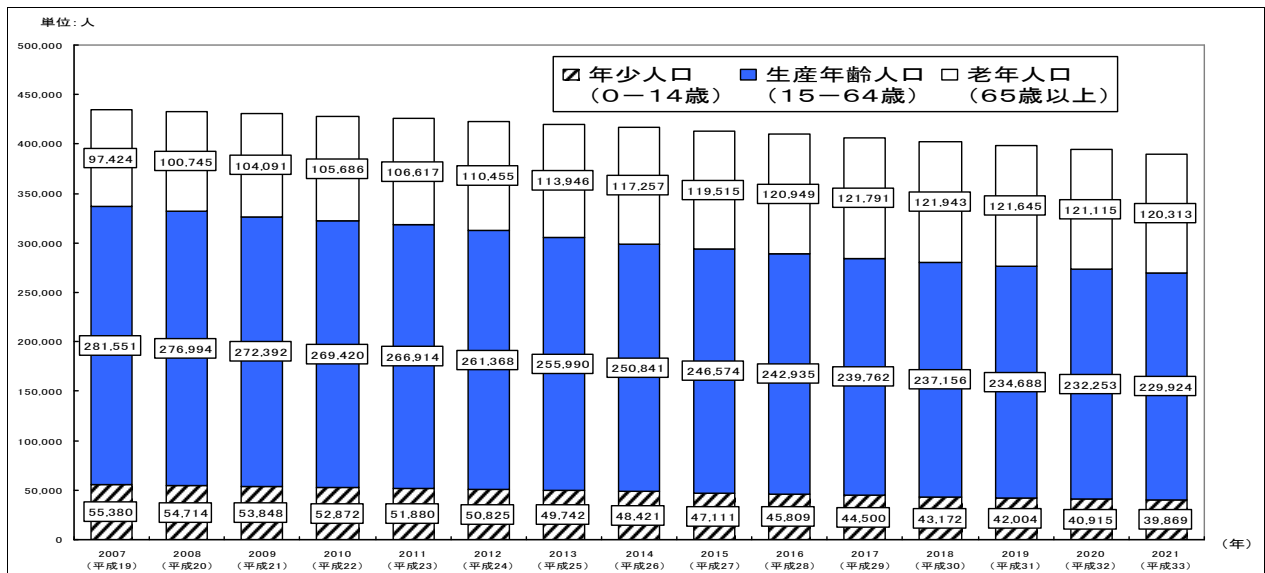


表 将来推計人口（行政センター管内別・年齢3区分別人口の推移）

区分	本庁地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	68,933	60,718
年少人口	7,908	6,117
構成比	11.47%	10.07%
生産年齢人口	43,665	36,226
構成比	63.34%	59.66%
老年人口	17,360	18,375
構成比	25.18%	30.26%

※年少人口・・・0歳～14歳

※生産年齢人口・・・15歳～64歳

※老年人口・・・65歳～

区分	追浜地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	31,064	26,901
年少人口	3,442	2,692
構成比	11.08%	10.01%
生産年齢人口	20,107	15,227
構成比	64.73%	56.60%
老年人口	7,515	8,982
構成比	24.19%	33.39%

区分	田浦地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	19,653	18,428
年少人口	2,261	1,787
構成比	11.50%	9.70%
生産年齢人口	12,766	11,440
構成比	64.96%	62.08%
老年人口	4,626	5,201
構成比	23.54%	28.22%

区分	逸見地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	12,930	12,110
年少人口	1,307	707
構成比	10.11%	5.84%
生産年齢人口	8,873	8,092
構成比	68.62%	66.82%
老年人口	2,750	3,311
構成比	21.27%	27.34%

区分	衣笠地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	65,151	55,655
年少人口	8,150	5,594
構成比	12.51%	10.05%
生産年齢人口	41,669	31,697
構成比	63.96%	56.95%
老年人口	15,332	18,364
構成比	23.53%	33.00%

区分	大津地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	44,504	40,430
年少人口	5,567	4,120
構成比	12.51%	10.19%
生産年齢人口	29,294	24,528
構成比	65.82%	60.67%
老年人口	9,643	11,782
構成比	21.67%	29.14%

区分	浦賀地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	52,948	49,810
年少人口	7,588	5,794
構成比	14.33%	11.63%
生産年齢人口	33,481	28,583
構成比	63.23%	57.38%
老年人口	11,879	15,433
構成比	22.44%	30.98%

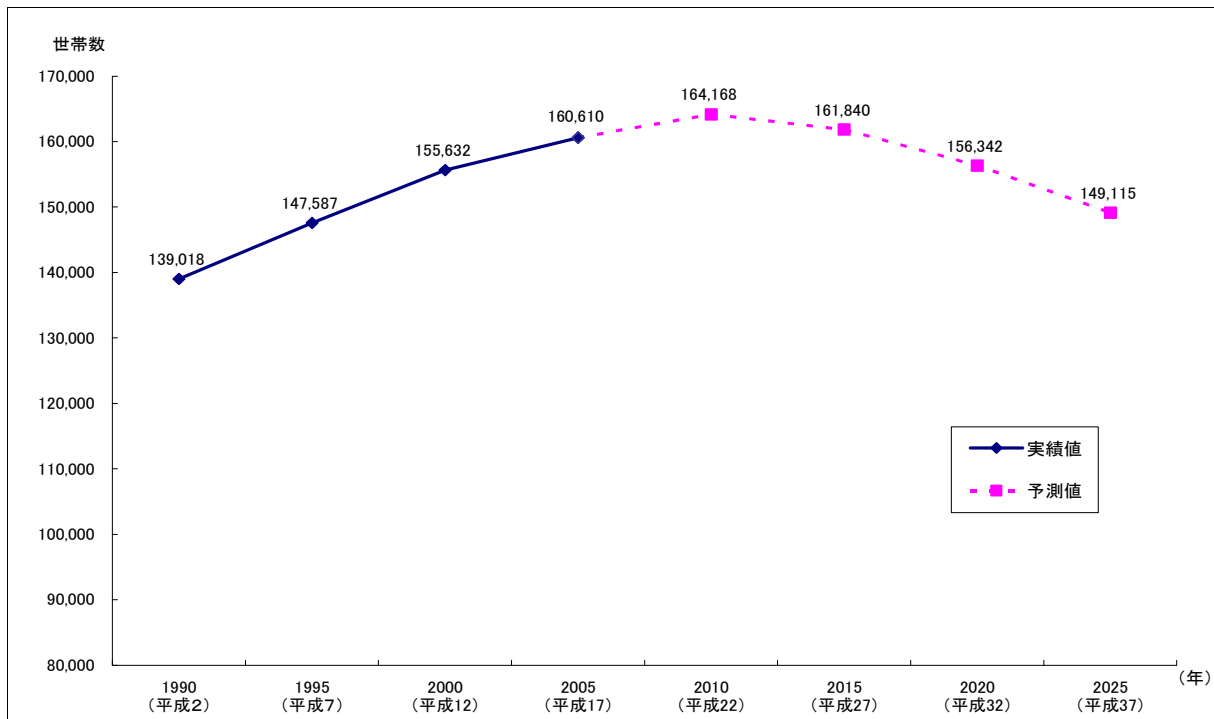
区分	久里浜地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	55,937	49,279
年少人口	7,725	5,278
構成比	13.81%	10.71%
生産年齢人口	36,881	29,198
構成比	65.93%	59.25%
老年人口	11,331	14,803
構成比	20.26%	30.04%

区分	北下浦地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	35,915	33,965
年少人口	5,216	4,031
構成比	14.52%	11.87%
生産年齢人口	23,875	20,207
構成比	66.48%	59.49%
老年人口	6,824	9,727
構成比	19.00%	28.64%

区分	西地区	
	2007年 (平成19年)	2021年 (平成33年)
総数	47,320	42,810
年少人口	6,216	3,749
構成比	13.14%	8.76%
生産年齢人口	30,940	24,726
構成比	65.38%	57.76%
老年人口	10,164	14,335
構成比	21.48%	33.49%

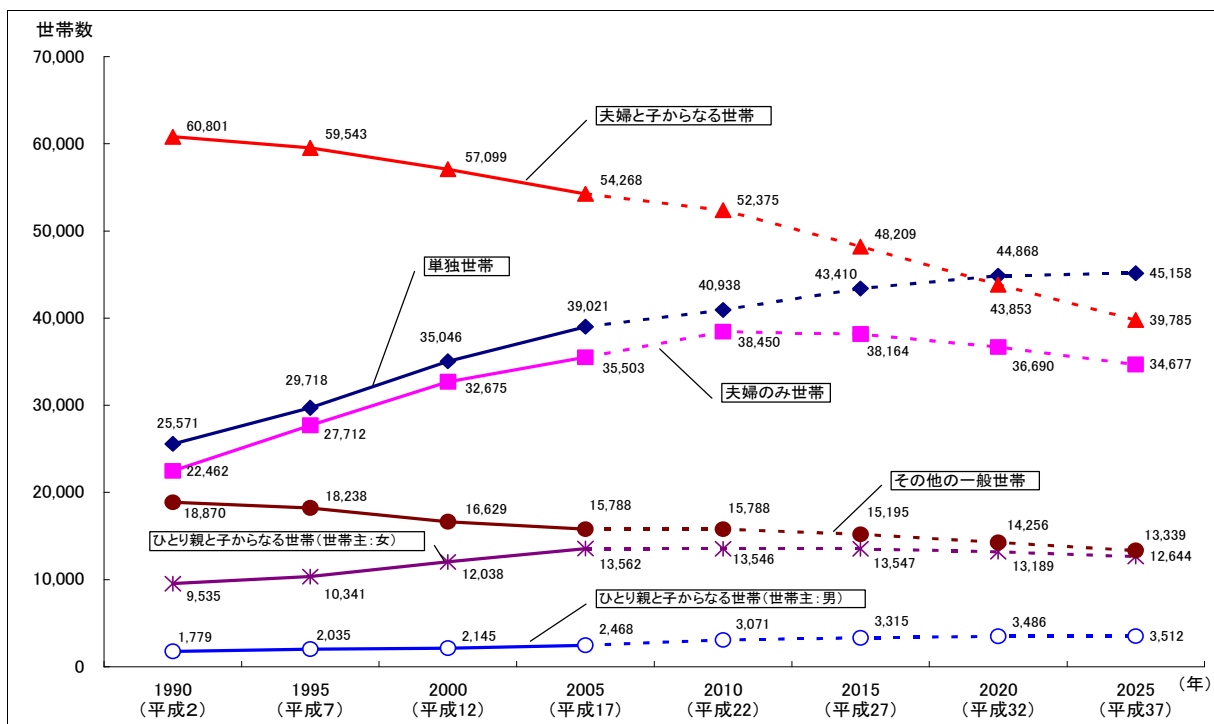
注) 推計の基準年である2007年（平成19年）と基本計画の最終年である2021年（平成33年）を比較。

図 総世帯数の将来推計（2008年（平成20年）1月推計）



注) 世帯数の推計値は、2005年（平成17年）を基準として5年ごとに算出している。

図 類型別世帯数の将来推計（2008年（平成20年）1月推計）



注) 世帯数の推計値は、2005年（平成17年）を基準として5年ごとに算出している。

2 産業

産業全体の活力を最大化させる柔軟性のある産業構造へと転換するため、成長力の高い産業や雇用吸収力の高い産業を導入・育成します。また、新規企業の誘致を図るとともに、創業、転業などの活発な新陳代謝が、内発的に行われる産業の形成をめざします。さらに地域がもつ特性を市場ニーズに適応させる創意工夫などによって、特徴的な産業の集積をめざします。

(1) 第1次産業

第1次産業については、交流人口を呼び込む産業としても着目し、レジャー、観光、レクリエーションなどへの展開も視野に入れながら、市内における消費と流通の拡大を進めるとともに、東京大都市圏における安定的な食糧供給を支える貴重な農水産物の生産業として、適正な振興を図ります。

(2) 第2次産業

第2次産業については、生産機能の高度化を進めるとともに、研究・開発機能の強化をめざします。また、蓄積された技術やノウハウを活用したサービス業などへの転換を促進します。

(3) 第3次産業

第3次産業については、情報通信関連、生活関連、医療福祉関連分野等に関わるサービス業などの高質化をめざし、横須賀の将来を牽引する成長性の高い産業として戦略的に育成します。

3 土地利用

健全で効率的な都市運営を行うためには、今後の更なる人口減少・少子高齢化の進展にあっても、これに柔軟に対応できるコンパクトな都市構造が必要です。

今後は、豊かな暮らしといきいきとした交流を育む都市をめざし、これまで拡散してきた郊外の市街地を、主要な鉄道駅周辺や幹線道路の沿道、住宅団地などへ集約し、それらを公共交通等で有機的にネットワークすることで、全ての人が車に過度に依存することなく、快適で便利に、また安全で安心して暮らせるような都市構造を形成します。

人と自然との共生、都市と自然との共生にも配慮し、総合的で効率的な土地利用をめざします。

(1) 拠点の配置

市街地の集約化に向けて、地域特性を考慮しながら、拠点市街地となる主要鉄道駅周辺などに適正に都市機能を集積し、郊外の市街地から街なか居住を促進するような、歩いて暮らせる魅力的な都市環境を形成します。また、幹線道路沿道や住宅団地などの周辺市街地では、日常生活の利便性向上を図ります。

(2) 交通の骨格

首都圏等との交通軸として、半島性を脱却する双方向性の広域幹線道路網の形成をめざすとともに、拠点市街地や周辺市街地、産業拠点や交流拠点などが相互に連携し、それぞれの役割と機能を効果的に発揮できる、はしご型（ラダー型）の幹線道路ネットワークを形成します。また、公共交通体系の充実や、ユニバーサルデザインに配慮した道路空間の形成により、高齢化の進展に対応する環境にやさしい交通体系の充実を図ります。

(3) 都市環境の骨格

水と緑に恵まれた自然環境の保全と創出、創造的な活用により、豊かな暮らしといきいきとした交流を育むような、自然と調和した潤いある都市環境を形成します。

図 拠点の配置

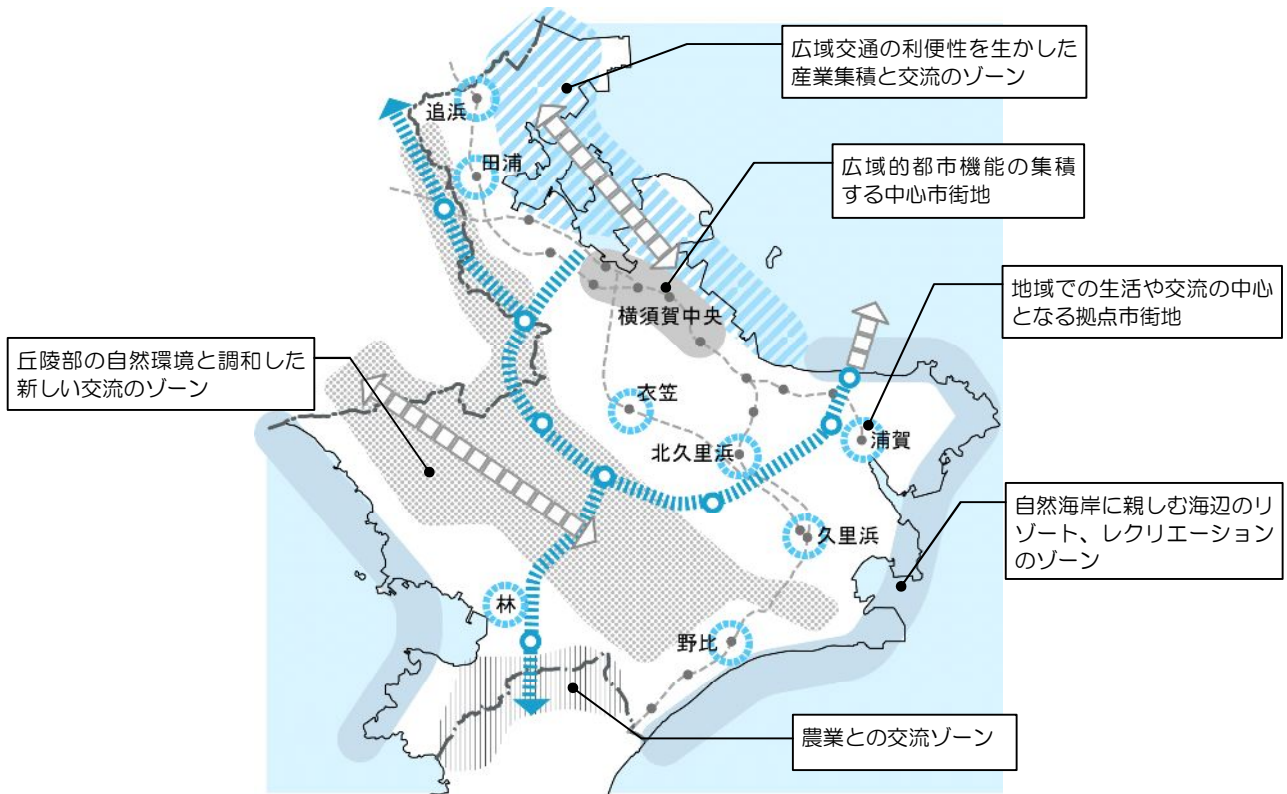


図 交通の骨格

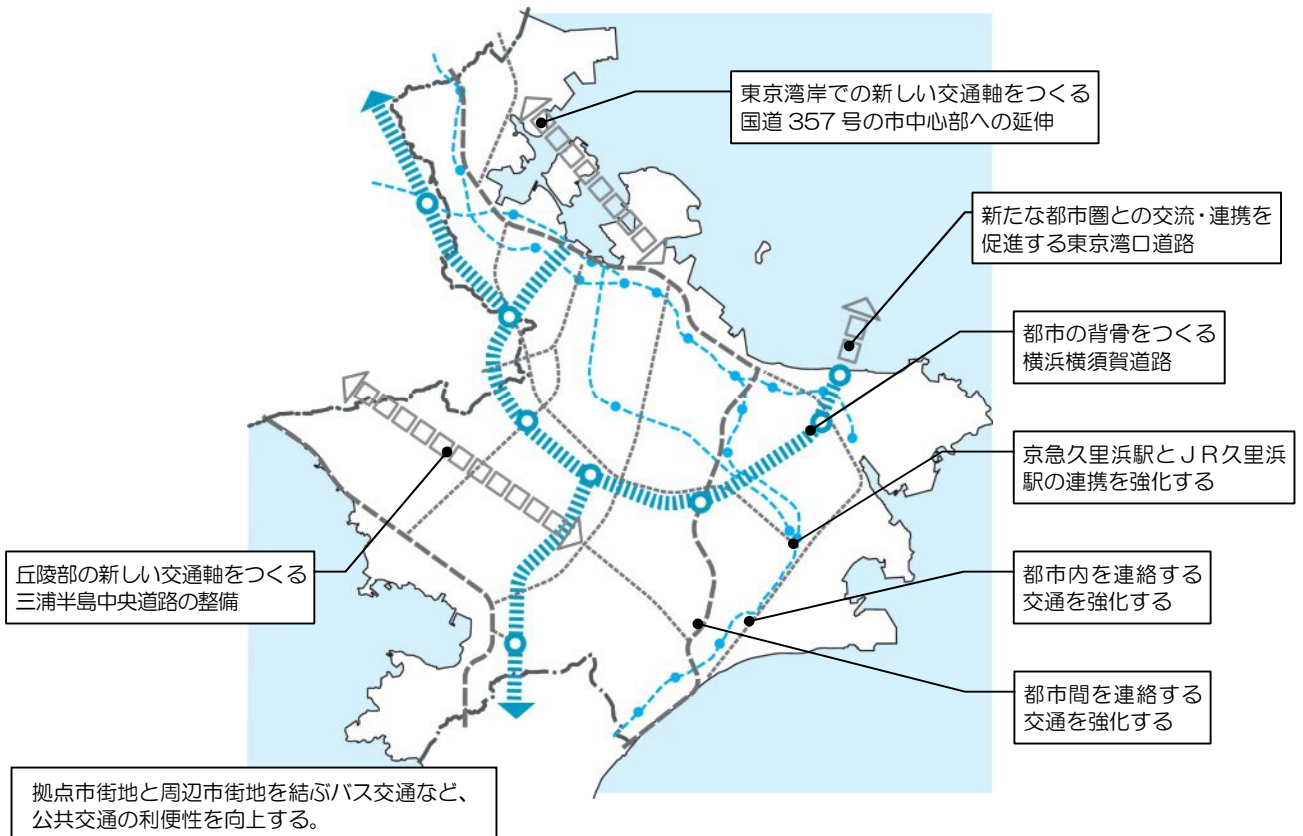
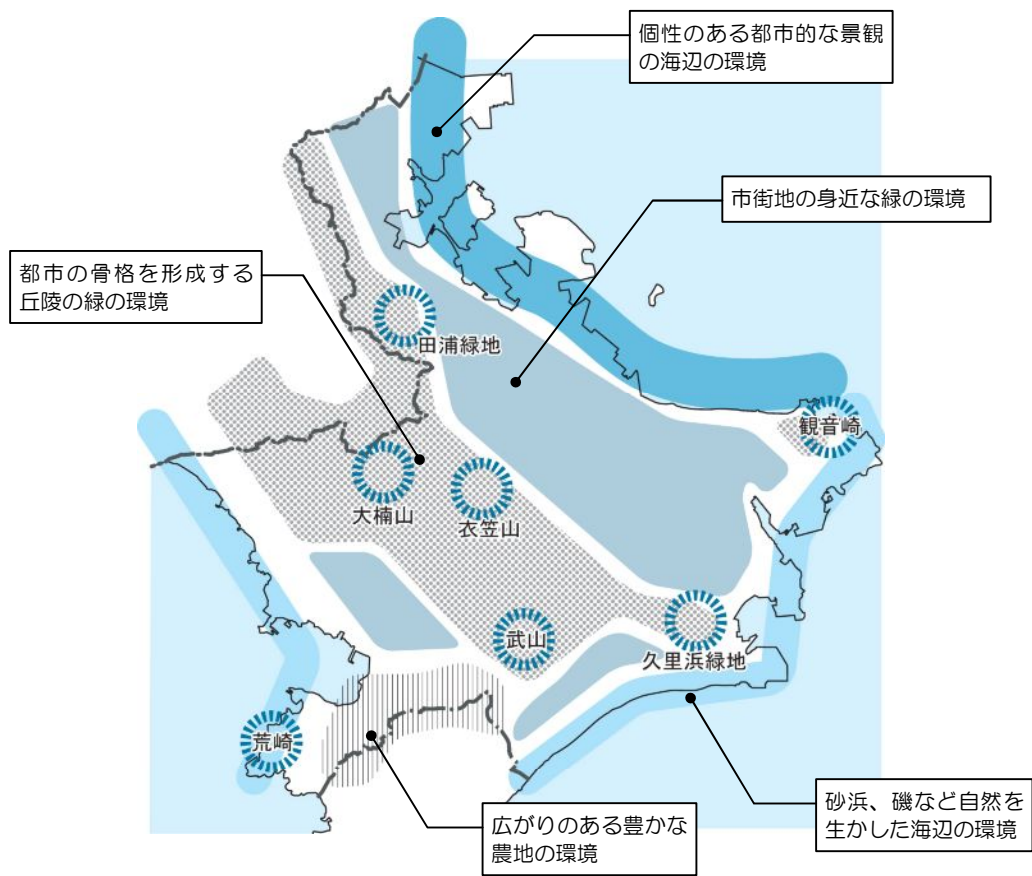


図 都市環境の骨格



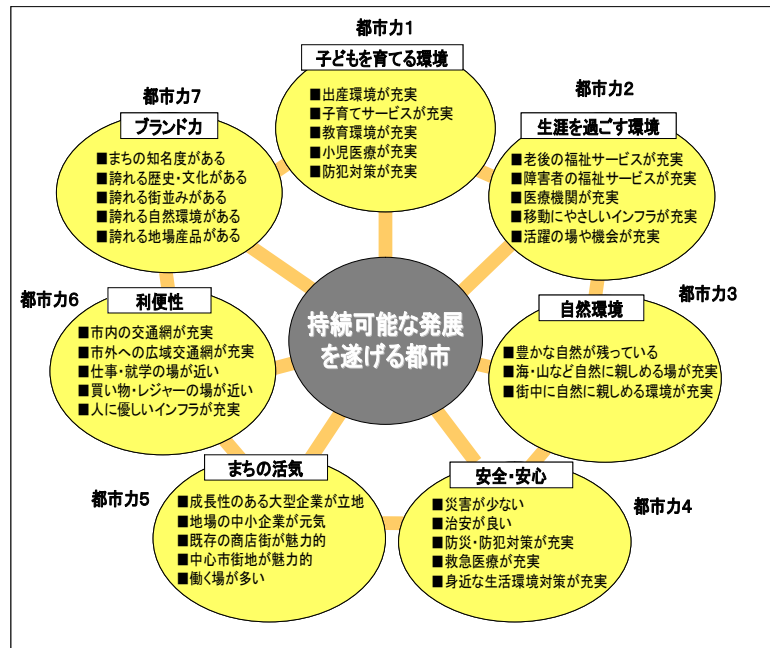
第3章 重点プログラム

1 重点プログラムの前提条件

都市が100年後、さらにその先まで持続可能な発展を遂げるためには、都市としてのバイタリティ（生命力）が必要で、源泉になるのは“都市が持つ魅力”です。

その魅力には多様な側面がありますが、一つひとつを都市の力（都市力）と定義するならば、未来においても色あせることのない普遍的な都市力があります。それは、「1 子どもを育てる環境」、「2 生涯を過ごす環境」、「3 自然環境」、「4 安全・安心」、「5 まちの活気」、「6 利便性」、「7 ブランド力」という『7つの都市力』であると考えます。

この7つの都市力を常に高いレベルで備える都市が、未来に向かって持続可能な発展を遂げる都市であり、本市が目指すべき究極の姿です。



2 重点プログラムの位置付け

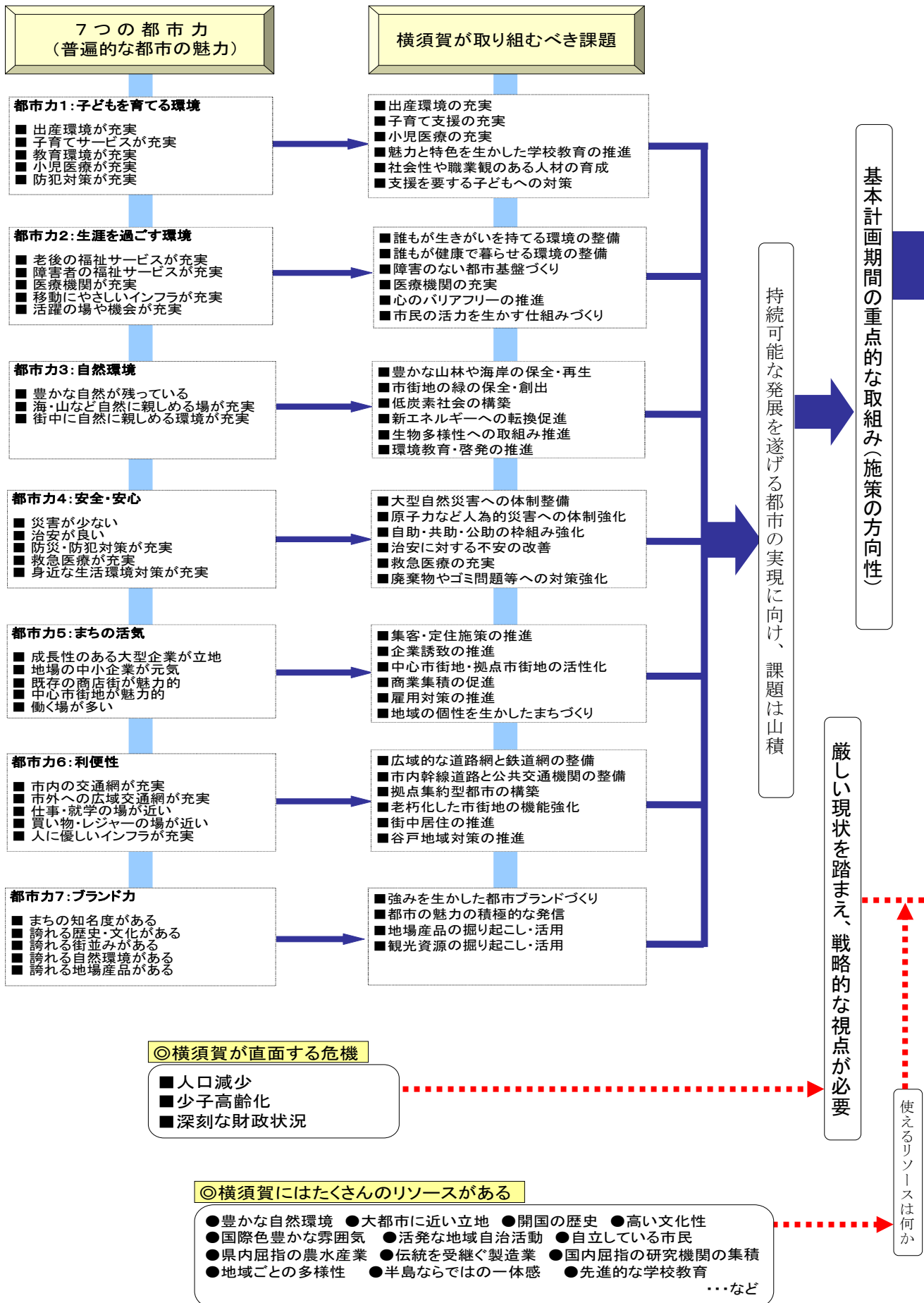
基本計画では、基本構想が掲げる都市像「国際海の手文化都市」の実現を目指すとともに、その先の未来も視野に入れ、横須賀が持続可能な発展を遂げる都市となるための土台づくりに、計画期間（11年間）の中で全力をあげて取り組む必要があります。

今日の本市を取り巻く社会経済環境、また、これまで行ってきた行政評価や市民アンケートの結果などからは、本市の強みでさらに伸ばすべき点や、弱みを克服し強みに変えていかなければならない課題を導き出すことができます。これらを「7つの都市力」の視点から整理すると、それぞれの要素において課題があります。

課題の克服には、厳しい財政状況を踏まえ、横須賀が持っているリソースを生かしながら、戦略的・重点的に取り組む必要があります。

重点プログラムは、7つの都市力からみた課題に対応する重点的な施策の方向性を示すもので、これを推進することで、持続可能な発展を遂げる都市の土台をつくとともに、全施策の先導役として計画全体を力強く牽引します。

3 重点プログラムの概要



重点プログラム

1 環境を守るプログラム

最大の魅力といえる「海・山・川・緑」などの自然環境の保全・創出を推進します。

温暖化対策の率先実行や廃棄物に関する取組みの強化など、地球規模の環境問題に貢献する地域社会の実現を目指します。

2 命を守るプログラム

多くの高齢者が、まちを支える現役の力として、仕事や地域活動に生きがいをもって参加できる地域社会の実現を目指します。

災害や犯罪、身近な事故や病気、老い、障害、差別、暴力などへの対応が行き届いた、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

3 新しい芽を育むプログラム

学力の向上、社会性や職業観の育成など、生きる力を持った次世代を育てるため、特色のある学校教育を推進します。

だれもが安心して子どもを産み、そして育てることができる環境をつくります。

4 にぎわいを生むプログラム

地域の拠点ごとに、仕事や学びや生活するための諸機能を集約し、さらに、それぞれの拠点間や市外とを交通網で連結した、便利で暮らしやすい「コンパクトシティ」の実現を目指します。

大企業や中小企業、各地に点在する商店街の活性化を図るとともに、成長性や雇用吸収力のある企業の誘致などを進め、持続可能な産業・経済基盤の構築を目指します。

眠っている地域資源の掘り起こしや、都市の魅力につながる新たなブランドづくりを進め、「住みたい」と思われる魅力的なまちの環境を整備します。

5 地域力を育むプログラム

地域主権型の社会を見据え、市民がまちづくりの主役として市政に参画する社会と、それぞれの地域が個性や魅力を生かしながら、主役としてまちづくりに取り組む社会の実現を目指します。

根底にある基本的な戦略

★「人」は都市活力を生み出す最大のリソース（宝）

危機の克服なくして、横須賀の未来は語れません。言うまでもなく、「人」はまちの営みを支える源泉であり、都市活力を生み出す最大のリソースです。「次代を担う人をどのように育て」、「潜在的な力のある人をどのように生かし」、「人の数をどのように維持するか」、これが危機を乗り越え、持続可能な都市の礎を築く大きなカギとなります。

戦略1

未来を支える人材の育成

子どもたちは、まちの宝であり、未来を支える貴重な力です。少子化により絶対的な数が減る中で、それを補い、都市活力の維持・向上を図っていくには、一人ひとりが持てる能力と資質を向上させ、最大限に発揮するほか方法はありません。厳しい財政状況ですが、横須賀の未来を力強く支える人材の育成に、重点的に取り組む必要があります。

戦略2

高齢者の活力が活かされる社会の実現

加速し続ける高齢化は、医療、介護など社会保障経費の増加を招き、都市の体力を奪っています。一方で、プラス思考で考えれば、気力、体力、知識を備え、経験も豊富な高齢者が数多く存在していることは事実です。しかし、このマンパワーが十分に活かされていないのが実情です。今後、数、割合ともにさらに増える現実を踏まえれば、高齢者を都市活力の源泉と捉えない限り、横須賀の未来は立ち行かなくなります。多くの高齢者が、当たり前のよう、仕事や地域活動に参画する社会の実現に向けて、重点的に取り組む必要があります。

戦略3

人を惹きつける魅力の創出

横須賀は、都市の利便性、古くから築かれた産業基盤、豊かな自然、誇れる歴史・文化など、快適な都市生活を営むための要素をバランスよく備えています。これらの強みをさらに発揮して、まずは、横須賀に住む人が「住んでいて良かった」、「住み続けたい」と思える環境をつくるのが重要です。住む人が満足できる環境は、外から見ても魅力的であり、集客・定住や企業の誘致につながっていきます。まちづくりの基本を、「人を惹きつける魅力の創出」として、重点的に取り組む必要があります。

図 まちづくり政策及びまちづくりの推進姿勢の体系

まちづくり政策			
1 いきいきとした交流 が広がるまち	(1) 人を呼び込む環境づくり	① 地域資源を生かした魅力づくり	
		② 交流拠点の創出	
		③ 交流を支える人材や団体、事業者の発掘・支援・活用	
		④ 定住を促すしかりづくり	
	(2) 交流を支える情報の発信	① 集客につながる魅力の発信	
		② 利用しやすい情報の発信	
	(3) 陸と海に広がる総合的なネットワークづくり	① 総合的な交通政策の推進	
		② 広域幹線道路網の整備促進	
		③ 公共交通の機能強化	
④ 港湾機能の強化と再編の推進			
2 海と緑を生かした 活気あふれるまち	(1) 自然環境の保全・創出による潤いある地域づくり	① 自然環境の保全	
		② 自然環境の積極的な創出	
		③ 自然豊かな公園・緑地の整備	
	(2) 魅力あふれる農水産業の振興	① 地産地消の推進	
		② 意欲的な生産者への支援	
		③ 豊かな農水産物の供給を支える環境づくり	
	(3) 産業の成長支援と企業誘致	① 既存事業者の新たな取組みへの支援	
		② 企業・研究開発機関などの誘致	
		③ 起業に対する支援	
		④ ビジネスチャンスの創出・拡大	
		⑤ 産業を支える技術・人材支援	
	(4) 雇用の安定と働く環境の充実	① 就労支援の充実	
		② 労働環境の改善	
	(5) 市街地のにぎわいづくり	① 拠点市街地の都市機能の強化	
		② 魅力ある商業集積の促進	
		③ 住環境の維持・保全	
		④ 歩いて暮らせるまちづくりの推進	
	(6) 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合	① 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合の要請	
		② 返還施設の早期転用	
	3 個性豊かな人と文化 が育つまち	(1) 子どもが心豊かで健やかに育つ環境の充実	① 子どもを産み育てやすい環境づくり
			② 子どもが心豊かで健やかに育つ環境づくり
		(2) 人間性豊かな子どもが育つ教育の充実	① 生きる力を伸ばす教育の充実
			② 特色のある教育の推進
			③ 支援教育の充実
(3) 生涯を通じて学び活動できる環境づくり		① 多様な学習機会と活躍の場の充実	
		② スポーツ活動の振興	
(4) 多様な文化の継承、発展、創造		① 地域文化の掘り起こし、継承、振興	
		② 交流による芸術文化の創造	
		③ 文化の担い手の育成	
(5) 魅力ある景観の形成		① 魅力ある都市景観づくり	
		② 自然・歴史を生かした景観づくり	

まちづくり政策		
4 健康でやさしい心の ふれあうまち	(1) 平和と人権を尊重する誰にも開かれたまちづくり	① 平和を愛する社会の形成
		② 人権を尊重する社会の形成
		③ 男女共同参画社会の形成
	(2) ユニバーサルデザインのまちづくり	① すべての人々が安心して利用できる施設づくり
		② すべての人々が社会参加できる機会づくり
	(3) 総合的な地域福祉サービスの推進	① 地域福祉サービスの推進
		② 地域福祉サービスを支える人づくり
		③ 地域福祉サービスを支える場づくり
	(4) 健康づくりの推進と医療体制の充実	① 心とからだの健康づくり
		② 医療体制の強化・充実
(5) コミュニティへの支援	① コミュニティへの支援	
5 安全で快適に暮らせる まち	(1) 災害・緊急事態に強いまちづくり	① 緊急輸送路やライフラインの強化・多重化
		② 都市施設などの耐災性の向上
		③ 市街地の防災対策の推進
		④ 防災・危機管理体制の充実
		⑤ 市民協働による防災活動の促進
	(2) 安心して日常生活を送るための環境づくり	① 環境保全対策の推進
		② 消防・救急・救助体制の充実
		③ 防犯対策の推進
		④ 交通安全対策の推進
		⑤ 消費者保護対策の推進
		⑥ 食品・環境衛生対策の推進
	(3) 快適な暮らしを支える生活基盤づくり	① 上水道事業の効率的な運営
		② 下水道事業の効率的な運営
		③ ごみの減量化・資源化、適正処理の推進
		④ 道路・交通環境の整備
		⑤ 公園の整備
		⑥ 河川の管理
		⑦ 市営住宅の管理運営
		⑧ 火葬場・墓地の管理運営
(4) 地球環境問題への対応	① 温暖化対策の推進	
	② 環境教育・環境学習の推進	

まちづくりの推進姿勢		
1 市民協働による まちづくりの推進	(1) 情報公開・個人情報保護の充実	① 情報公開・個人情報保護の充実
	(2) 広報広聴活動の充実	① 広報活動の充実
		② 広聴活動の充実
		③ 市民相談の充実
	(3) 市民協働の推進	① 市民公益活動の促進
② 協働による取組みの推進		
2 効率的な都市経営の 推進	(1) 機動的で効率的な体制づくり	① 柔軟な組織・執行体制づくり
		② 情報システムによる行政の効率化
	(2) 市政を支える意欲と能力のある人づくり	① 市政を支える意欲と能力のある人づくり
(3) 健全な行財政運営		① 財政の健全化の推進
		② 計画的・効果的な行政運営
3 地方分権と広域連携 の推進	(1) 地方分権の推進	① 地方分権の推進
		② 住民自治の推進
	(2) 広域連携の推進	① 広域連携の推進

第4章 まちづくり政策

1 いきいきとした交流が広がるまち

(1) 人を呼び込む環境づくり	□人を呼び込むための機会づくり、場づくり、人材などへの支援や定住に結びつけしかけづくりを行います。
① 地域資源を生かした魅力づくり	<p>ア 集客人口増加のため、多くの人に選ばれるまちの明確なイメージづくりを行います。</p> <p>イ 横須賀に対する愛着と誇りを持ってもらうため、本市の歴史的、文化的価値を発信し、認知度を高めます。</p> <p>ウ 人を呼び込む機会づくりのため、地域資源を生かしたイベントの開催や地域の食材などを生かした魅力づくりを推進します。</p> <p>エ 集客拠点の魅力を向上するため、PRイベントの実施やアクセス、周遊環境の整備などを推進します。</p>
② 交流拠点の創出	<p>ア 市街地における交流の場づくりのため、様々な行政サービスの拠点の機能を果たしている官公庁施設の新港埠頭への移転集約を誘導するとともに、地場農水産物などが購入できる商業、観光施設を整備し、にぎわいづくりの拠点を創出します。</p> <p>イ アーバンリゾートを創出するため、西海岸沿いに観光ゾーンを位置付けます。</p> <p>ウ 自然とのふれあいを通じた人々の交流を促すため、海と緑を生かした10,000メートルブルムナードの整備・活用を推進します。</p> <p>エ 自然とふれあえる交流拠点として、自然の魅力を生かした公園を整備します。</p> <p>オ 海を生かした集客を図るため、海に親しむ拠点づくりを推進し、交流の場を創出します。</p> <p>カ スポーツを通じた交流拠点となる公園を整備します。</p>
③ 交流を支える人材や団体、事業者の発掘・支援・活用	<p>ア 次世代の交流を支える人材を育てるため、交換留学生の派遣や受け入れなど、姉妹都市・友好都市交流を推進します。</p> <p>イ 外国人に必要な生活情報を外国語で発信するなど、多文化共生と文化交流の機会を提供し、国際化を推進します。</p> <p>ウ 集客を促進するため、観光ボランティアガイドの活動支援や、観光関連事業者等への支援を行います。</p> <p>エ 交流を支える人材や団体のネットワークづくりや情報交換の機会を提供します。</p>
④ 定住を促すしかけづくり	<p>ア 横須賀への愛着や誇りなどの「地元愛」を育み、住み続けたいと思う気持ちを醸成するため、市民に向けて市内の名産品やイベントの情報発信を行います。</p> <p>イ 転入者を増やし、さらに住み続けてもらうために、市内で初めて住宅を取得する費用や、結婚を機に借りた住宅の家賃への助成などを行います。</p>

		ウ 横須賀の暮らしやすさをアピールするため、電車、バスの広告や住宅情報誌への掲載など、積極的なプロモーションを展開します。
(2) 交流を支える情報の発信		□市外からの集客につながる魅力やイベント情報など、交流を支える情報を積極的に発信します。
① 集客につながる魅力の発信		ア 広く横須賀の魅力を発信するため、インターネット、テレビ、新聞、ミニコミ紙、雑誌など様々な外部媒体を活用した広報PRを実施します。 イ 海外を含めた市外からの観光客を増やすため、旅行会社への積極的なセールスなど、観光資源のプロモーション活動を推進します。
② 利用しやすい情報の発信		ア 市民、来訪者の利便性の向上を図るため、集客拠点への観光マップの配架や施設案内板による地域情報など、市内でのきめ細かい情報発信を行います。 イ 市内のさまざまな場での交流を促進するため、広報よこすかやホームページなどにより、市民、企業、来訪者にとって便利で役立つ情報提供を積極的に行います。
(3) 陸と海に広がる総合的なネットワークづくり		□広域幹線道路網の整備や港湾機能の強化・再編などにより、陸と海に広がる総合的なネットワークを形成します。
① 総合的な交通政策の推進		ア 安全で快適な都市交通環境を形成するため、総合的な交通政策を推進します。
② 広域幹線道路網の整備促進		ア 広域連絡機能を強化し、都市の活力を維持発展させるため、都市間・地域間相互を連絡する国道357号の延伸など、主要幹線道路の整備を促進します。 イ 首都圏等との連絡を強化するため、横浜横須賀道路の横須賀パーキングエリア周辺でのスマートインターチェンジの整備など、高速交通のアクセス性向上を促進します。
③ 公共交通の機能強化		ア 市民の快適な通勤・通学を確保するため、鉄道輸送力の一層の増強を関係機関に要請します。 イ バス交通の利便性向上と活性化を図るため、ノンステップバスの導入の助成など、地域や関係機関と連携した取組みを推進します。
④ 港湾機能の強化と再編の推進		ア 物流の増加を図るため、東京湾湾口部に位置する特性を活用し、港湾機能の強化と再編を推進します。 イ 横須賀港の新たな利用者を開拓するため、ポートセールスを推進します。

2 海と緑を生かした活気あふれるまち

(1) 自然環境の保全・創出による潤いある地域づくり	□横須賀の貴重な財産である海と緑の自然環境の保全・創出を推進します。
① 自然環境の保全	<p>ア 自然環境を支えるみどりを守るための制度などを検討し、土地所有者等の協力を得ながら適切な運用を図るとともに、地域制緑地に係る指定や誘導を進めます。</p> <p>イ 市街地やその周辺の私有樹林地を保全・活用するための、土地所有者に対する支援制度などを検討するとともに、市民と協働しながら適切な運用を図ります。</p> <p>ウ 市街化調整区域内における自然緑地を保全するため、無秩序な土地利用行為の規制・誘導を行います。</p> <p>エ 違法な土地利用行為により貴重な緑地が失われないようにするため、土地利用行為に関する適切な管理・監督を行います。</p> <p>オ 自然環境や生物多様性の保全に関する取組みを推進するため、市内の自然環境の現状調査・研究、情報提供を行います。</p> <p>カ ボランティアなどの人材を育成し、横須賀市の自然環境資源を生かしたエコツーリズムなどを推進します。</p> <p>キ 自然景観や生態系に配慮し、やすらぎの場と親水空間を創出するため、河川や海辺の保全を推進します。</p>
② 自然環境の積極的な創出	<p>ア 民有地における緑化を推進するための制度などを検討し、運用を図ることで市民・事業者などの緑化を支援していきます。</p> <p>イ 公共施設における緑化を推進するため、指針などにに基づき積極的な緑化を推進していきます。</p> <p>ウ 身近な暮らしの中に自然と親しめる場を創出するため、市民、事業者等との協働により里山的な環境の再生を行います。</p>
③ 自然豊かな公園・緑地の整備	<p>ア 首都圏を代表する三浦半島に残された良好でまとまりのある自然環境を保全・活用するため、三浦半島国営公園の誘致活動を推進します。</p> <p>イ 豊かな自然とふれあえる場を創出するため、自然の魅力を生かした公園・緑地を整備します。</p> <p>ウ 海とみどりが調和した潤いのある海辺空間を創出するため、水際線に緑地や海浜を整備します。</p>
(2) 魅力あふれる農水産業の振興	□魅力ある横須賀の農水産物を活用し、農水産業の振興を図ります。
① 地産地消の推進	<p>ア 地場農水産物の生産、消費、流通の拡大を推進します。</p> <p>イ 地産地消の情報を広く発信するため、様々な媒体を活用するとともに、イベント・キャンペーンなどを実施します。</p>
② 意欲的な生産者への支援	ア 時代のニーズに適応した農水産業の発展のため、生産者の意欲的な取組みに対する支援を推進します。
③ 豊かな農水産物の供給を支える環境づくり	ア 農水産業の生産性の向上を図り、経営基盤を維持していくため、豊かな農地と漁場づくりを推進します。

		イ 漁港の機能を適正に確保するため、老朽化しつつある漁港施設の維持・更新と必要な漁港施設の整備を行います。
(3) 産業の成長支援と企業誘致		□成長性の高い産業への転換促進など、地域経済活性化に関する理念を明確にし、持続可能な産業基盤の構築を図ります。
① 既存事業者の新たな取組みへの支援	ア 業種や規模に関わらず、意欲のある事業者の競争力を高めるため、新たな事業展開や技術開発への取組みを支援します。	
	イ 環境エネルギーや世界展開を進めようとしている情報通信関連など、成長分野への支援を強化します。	
	ウ 意欲のある中小企業の経営力向上を図るため、金融面での支援を行います。	
② 企業・研究開発機関などの誘致	ア 企業の立地を促進するため、積極的に企業誘致活動を展開します。	
③ 起業に対する支援	ア 新規の創業を増やすため、創業に関するノウハウや金融面での支援を行います。	
④ ビジネスチャンスの創出・拡大	ア 市内事業者が行う、新たな販路開拓やPR活動を支援します。	
	イ 市内の消費を促進するため、イベントなどによる集客促進や横須賀の地域資源を活用した商品の開発などを行います。	
⑤ 産業を支える技術・人材支援	ア 優れた技術を継承するため、技能者の社会的評価を高めます。	
	イ 産業を支える貴重な人材を継承するため、研修などの支援を行います。	
(4) 雇用の安定と働く環境の充実		□安定した雇用環境と中小企業の労働環境の整備を推進します。
① 就労支援の充実	ア 雇用の安定を図るため、民間企業や近隣自治体と連携して、就職支援情報の提供や職業技術習得のための支援などを行います。	
② 労働環境の改善	ア 中小企業で働く人の労働環境の充実に対し支援を行います。	
(5) 市街地のにぎわいづくり		□市街地のにぎわいを創出するため、拠点集約型の都市構造への転換を図るとともに、良好な住環境の維持・保全などを推進します。
① 拠点市街地の都市機能の強化	ア 中心市街地周辺の都市機能を強化するため、様々な行政サービスの拠点的機能を果たしている官公庁施設の新港埠頭への移転集約を誘導するとともに、地場農水産物などが購入できる商業、観光施設を整備し、にぎわいづくりの拠点を創出します。	
	イ 中心市街地の魅力を創出するため、都市機能の計画的な集積に向けた、支援・誘導を行います。	
	ウ 主要鉄道駅等周辺の都市機能を強化し、各地域の個性的な都市空間を形成するため、まちづくりの機運が高まった地区への支援等を行います。	
② 魅力ある商業集積の促進	ア 多様な消費者ニーズに対応できる魅力ある商業集積を促進するため、意欲ある事業者への支援を行います。	
	イ 今後ますます増加する高齢者を顧客とする事業者に対して、支援を行います。	

<p>③ 住環境の維持・保全</p>	<p>ア 市街地の集約に向けた住み替えの誘導等により、空き家や空き地の増加、コミュニティの希薄化など、谷戸地区などで起こりうる住環境の悪化を防ぐため、計画的な低密度化と住環境の維持・保全策を検討します。</p> <p>イ 住民自らが、身近な地域の住環境の維持・向上に向けた活動ができる環境をつくるため、市内の土地利用計画や土地利用の仕組み、可能性などに関する情報提供を行います。</p> <p>ウ 大規模な開発行為が中断、放置され、周辺住民に危険が生じさせないための仕組みなどの検討を行います。</p> <p>エ 土地利用に関する課題に対応するため、条例を活用しながら計画的なまちづくりを推進します。</p> <p>オ 計画的で適正な土地利用を図るため、適時、調査、検討、それに基づく都市計画の見直しを実施します。</p> <p>カ 良好な住環境の確保と創出を図るため、建築・開発行為等に係る法令を適正に執行します。</p>
<p>④ 歩いて暮らせるまちづくりの推進</p>	<p>ア 市街地の無秩序な拡大を防ぎ、集約型の都市構造を形成するため、計画的な土地利用の検討を進めます。</p> <p>イ 車に頼らず歩いて暮らせるまちづくりに対応した、安全で快適な歩行者空間の整備を推進します。</p>
<p>(6) 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合</p>	<p><input type="checkbox"/> 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合を国に要請します。また、返還施設は、都市活力の創造に向けて、早期に転用します。</p>
<p>① 可能な限りの米軍基地の返還、自衛隊施設の集約・統合の要請</p>	<p>ア 国際情勢の推移や防衛施設の利用状況を見極め、効率的な土地利用の推進を図るため、国に対して、可能な限りの米軍基地の返還と自衛隊施設の集約・統合を要請します。</p>
<p>② 返還施設の早期転用</p>	<p>ア 横須賀の将来の発展のため、旧軍港市転換法に基づき、旧軍未利用財産の早期転用を推進します。</p>

3 個性豊かな人と文化が育つまち

(1) 子どもが心豊かで健やかに育つ環境の充実	□安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つ環境をつくるため、出産・子育てに対する多様な支援を推進するとともに、子育てを支援する活動や青少年活動を促進します。
① 子どもを産み育てやすい環境づくり	<p>ア 健やかな妊娠、出産を支援するため、妊婦健康診査の助成や妊娠、出産に関する相談、学習機会の提供などを推進します。</p> <p>イ 身近な地域で安心して出産、子育てができる環境を整えるため、研修や人材登録などによる助産師の支援、助産所や助産師活動のPRを推進します。</p> <p>ウ 乳幼児が健やかに成長する環境をつくるため、家庭訪問や乳幼児健康診査、各種教室・相談会の開催などによる支援を推進します。</p> <p>エ 安心して子育てができる環境を整えるため、はぐみかんをはじめ、地域の健康福祉センターや親子サロンなどでの子育てに関する相談対応や情報提供を推進します。</p> <p>オ 多様な保育ニーズに対応し安心して子育てができる環境を整えるため、様々な保育サービスの充実を図るとともに、待機児童を減らします。</p> <p>カ ひとり親家庭の自立を促進するため、各種助成や資金の貸し付け、就労支援セミナーの実施などによる支援を推進します。</p> <p>キ 発達の遅れや障害のある児童に地域と連携した一貫した支援を行うため、児童相談所や療育相談センターを運営するとともに、障害児施設の整備を促進します。</p>
② 子どもが心豊かで健やかに育つ環境づくり	<p>ア 子どもが家庭や地域で健やかに育まれる環境を整えるため、家庭や地域の教育力の向上を図ります。</p> <p>イ 子どもを取り巻く環境の健全化を推進するため、関係団体や事業者の協力を得て、子どもの見守り活動やパトロール、意識啓発を推進します。</p> <p>ウ 子ども会など地域で行われる子どもの健全育成の取組みを支援するため、青少年ボランティアの人材育成を推進します。</p> <p>エ 放課後、子どもたちが安心して過ごせる場、遊びの場を確保するため、みんなの家(青少年の家)やわいわいスクールの運営、学童クラブに対する支援を推進します。</p> <p>オ 児童福祉の向上を図るため、関係機関が協力して、児童虐待の防止、早期発見、虐待を受けた児童の保護、自立支援などを推進します。</p> <p>カ 虐待など様々な理由で保護を必要とする児童の福祉向上を図るため、児童福祉施設の充実や里親制度の普及啓発を推進します。</p> <p>キ 子どもが健やかに育つ環境を整えるため、ひきこもり、非行、不登校など、子どもに関する相談体制を充実します。</p> <p>ク 青少年関係団体が子どもの健全育成活動を行いやすい環境を整えるため、活動の場の確保、活動のPRなどを支援します。</p>
(2) 人間性豊かな子どもが育つ教育の充実	□人間性豊かな子どもを育てるための教育を推進します。
① 生きる力を伸ばす教育の充実	<p>ア 生きる力を育むため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成します。</p> <p>イ 子どもの生活習慣を改善し、体力の向上を図るため、学校における体育・健康教育を充実させるとともに、子どもが気軽にスポーツ・運動に親しめる機会の充実を図ります。</p>

	<p>ウ 子どもが読書を通じて言葉を学び、表現力や想像力を高め、知性や感性豊かな生活を送るため、「本との出会い」の機会を継続的につくり、自発的な読書習慣の定着を支援します。</p> <p>エ 食育の推進のため、学校給食環境の充実を図ります。</p> <p>オ 学校における教育力を高めるために、教員の能力・資質の向上を図ります。</p> <p>カ 教員が、子どもに十分に向き合う時間を確保するため、学校への支援を推進します。</p> <p>キ 就学前から中学校卒業までのつながりを重視した教育を推進します。</p> <p>ク 子どもの教育環境を整備するため、市立小・中学校の規模や配置を適正化します。</p> <p>ケ 教育環境の質的向上を図るため、学校施設等の整備・改善を推進します。</p> <p>コ 緑と触れ合い、自然環境に対する感性を育てるために、学校の緑化を推進します。</p> <p>サ 子どもの健全な育成のため、学校・家庭・地域の連携を推進します。</p> <p>シ 経済的理由により教育を受ける権利が損なわれないようにするため、就学の支援を充実します。</p>
② 特色のある教育の推進	<p>ア 社会における自分の役割や働くことの意義、大切さを認識するため、小・中・高等学校において、キャリア教育を推進します。</p> <p>イ グローバル社会に対応するため、英語教育の充実を図るとともに国際教育を推進します。</p> <p>ウ 情報化社会を生きていく力をもった子どもを育成するため、情報機器など環境を整備するとともに、情報活用能力や情報モラルの育成を推進します。</p> <p>エ 子ども・学校・地域の実態に応じて、効果的に教育活動を展開するため、学校評価などを活用しながら、特色ある学校づくりを推進します。</p>
③ 支援教育の充実	<p>ア 子ども一人ひとりが抱えている様々な課題に対応するため、総合的な相談・支援体制を推進します。</p> <p>イ いじめや不登校などの課題を抱える児童・生徒が、学校に生き生きと通えるようにするため、支援体制の充実を図ります。</p>
(3) 生涯を通じて学び活動できる環境づくり	<p>□生涯を通じて学び活動し、その成果を地域に還元できるようにするため、学習機会やスポーツ活動を充実します。</p>
① 多様な学習機会と活躍の場の充実	<p>ア 市民の多様な生涯学習活動を支援するため、社会教育施設やその他の生涯学習施設など学習活動の場を充実します。</p> <p>イ 市民の多様な生涯学習活動を支援するため、各種講座や講演会、ワークショップやイベントを開催するとともに、さまざまな情報の収集や提供などを充実します。</p> <p>ウ 高齢者が、社会参加を通して心豊かな生活を送れるようにするため、高齢者を対象とした講座の開催や老人クラブへの支援などを推進します。</p>

		エ 地域の人々が、社会教育で学んだ成果を学校教育に活かすため、相互に連携を図り、学社連携・融合を推進します。
		オ 自主的に学んできた学習成果を地域で活用できるように支援します。
	② スポーツ活動の振興	ア 生涯にわたりスポーツを楽しめる環境として、スポーツや市民の健康づくりの場を整備します。
		イ 誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるようにするため、様々なスポーツ活動の機会を提供します。
		ウ スポーツの一層の振興を図るため、国際大会や全国大会等で活躍する競技者の活動を支援するとともに、スポーツ愛好者のすそ野を拡大します。
(4) 多様な文化の継承、発展、創造		□歴史や文化的遺産が継承され、また新たな文化が創出されるようにするため、地域文化の掘り起こしや継承、市民の芸術・文化活動の支援などを推進します。
	① 地域文化の掘り起こし、継承、振興	ア 地域の歴史を掘り起こすとともに、特色ある郷土の歴史を理解し、市民の誇りとして将来に向けて継承していきます。
		イ 横須賀の歴史・文化・自然に関する貴重かつ重要な文化的遺産を未来へ継承していくため、保存と活用を推進します。
		ウ わが国の近代化に果たした横須賀の役割を市内外に広くアピールするため、遺産や遺跡の調査を行い、保存と公開を推進します。
	② 交流による芸術文化の創造	ア 新たな芸術文化が生まれる環境をつくるため、芸術文化の育成や創造の機会づくりを推進します。
		イ 舞台・音楽芸術を通じた交流の機会を提供するため、芸術劇場を活用して多彩なジャンルの優れた公演の開催を促進します。
		ウ 新たな芸術文化の創造を促すため、多くの人が国内外の優れた美術品に触れる機会を提供します。
	③ 文化の担い手の育成	ア 文化の担い手の育成のため、子どもたちの文化体験の機会を提供し、文化への関心を高めます。
		イ 多くの市民が文化の担い手として育っていくため、文化活動への支援を推進します。
(5) 魅力ある景観の形成		□地域ごとに魅力ある景観を形成するため、地域資源を生かした景観形成を推進するとともに、市民等による景観形成を促進します。
	① 魅力ある都市景観づくり	ア 屋外広告物条例や景観条例、景観計画に基づいて、景観に関する規制や指導を行うことにより、横須賀の個性を生かした魅力的な都市景観を形成するとともに維持保全します。
		イ 良好な都市景観を形成するため、事業者や市民と協働し、意識啓発や魅力的な景観の維持保全活動などを行います。
		ウ 周辺環境と調和した魅力ある都市景観形成を誘導するため、景観づくりに係わる行為について専門家によるアドバイスを実施します。
	② 自然・歴史を生かした景観づくり	ア 横須賀らしい景観を形成するため、海や緑などの自然、地域の歴史的資産などを活かした景観形成を推進します。

4 健康でやさしい心のふれあうまち

(1) 平和と人権を尊重する誰にも開かれたまちづくり	□平和と人権を尊重する社会を実現するため、市民等に対する意識啓発など、様々な取組みを推進します。
① 平和を愛する社会の形成	<p>ア 市民に対し「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨を啓発し、国是である「非核三原則」の遵守を国に働きかけていきます。</p> <p>イ 恒久平和を実現するため、平和思想の普及を推進します。</p>
② 人権を尊重する社会の形成	<p>ア 市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される地域社会の実現のため、人権擁護にかかわる施策の推進に取り組みます。</p> <p>イ 子ども、女性、障害者、高齢者など弱い立場に置かれがちな人々に思いやりを持てる社会をつくるため、心のバリアフリーの意識を醸成します。</p> <p>ウ 犯罪や非行をした人々の立ち直りを助け、犯罪のない地域社会を築いていくため、地域の理解と協力を深める活動を促進します。</p> <p>エ 配偶者などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の防止や、被害者の自立支援のため、意識啓発、相談、一時保護を行います。</p>
③ 男女共同参画社会の形成	ア 男女の多様な生き方を支援するため、誰もが性別にかかわらず個人として尊重される地域社会の実現に向けた取組みを推進します。
(2) ユニバーサルデザインのまちづくり	□誰もが、安心して様々な社会活動に参画できるようにするため、施設改修などハード面でのバリアフリーや、誰もが参加しやすい仕組みづくりなどソフト面でのユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
① すべての人々が安心して利用できる施設づくり	<p>ア 誰もが使いやすい施設・環境を整備するため、施設の改修や施設利用時のボランティアによる人的支援など、ハード・ソフト一体となった取組みを推進します。</p> <p>イ 誰もが移動しやすい環境づくりを進めるため、高齢者や車いす等の通行に支障がある歩道の段差の解消や自転車等駐車場の整備などを推進します。</p>
② すべての人々が社会参加できる機会づくり	<p>ア 広く市民にまちづくりに参加してもらえるように、多様な意見聴取の機会を設けます。</p> <p>イ 障害者の働く場を確保し、職場定着を図るため、障害者雇用を促進します。</p> <p>ウ 障害者の社会参加を促進するため、情報提供や活動の場づくりを充実します。</p>
(3) 総合的な地域福祉サービスの推進	□誰もが、その人らしく生活を送ることができる社会を構築するため、福祉に関する理念を明らかにして、多様な福祉ニーズに対応できる環境づくりを推進します。
① 地域福祉サービスの推進	<p>ア 介護を要する高齢者が、いつまでも安心して暮らせるようにするため、介護保険サービス等の充実を図ります。</p> <p>イ 障害者が、自分らしい生活を送れるようにするため、障害福祉サービス等の充実を図ります。</p> <p>ウ ひとり暮らし高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支援を行います。</p> <p>エ 原因が不明で治療方法が未確立な難病に罹患している患者の生活の質を向上するため、保健、医療、福祉の充実と連携を図ります。</p>

	<p>オ 高齢者やその家族が安心して生活できるようにするため、各種福祉サービスについての総合的な相談支援体制を充実します。</p> <p>カ 高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、虐待を未然に防ぐため、介護者の支援及び各種サービスの利用調整を行います。</p> <p>キ 認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域や保健、医療、福祉の関係機関が連携し、訪問・電話相談などの様々な支援を推進します。</p> <p>ク 判断能力の不十分な高齢者・障害者及びその家族等が安心して暮らせるようにするため、成年後見制度の利用支援を推進します。</p> <p>ケ 障害者の社会復帰、自立、社会参加等の促進を図るため、障害者に対する相談支援体制を充実します。</p>
② 地域福祉サービスを支える人づくり	<p>ア ボランティア活動のすそ野が広がるように、活動に対する支援や市民の意識啓発を行います。</p> <p>イ 安定的に人材を確保するため、福祉・介護サービスの基盤である人材の育成を支援します。</p> <p>ウ 介護が必要な人やその家族が安心して暮らせるようにするため、介護に関する知識の普及啓発や、支援を行う人材を育成します。</p>
③ 地域福祉サービスを支える場づくり	<p>ア 市民の福祉の増進等を図るため、総合的な福祉活動等の拠点として総合福祉会館を運営します。</p> <p>イ 障害者が地域で安心して暮らせるようにするため、日中活動の場を充実します。</p> <p>ウ 介護を要する高齢者の生活を支えるため、特別養護老人ホームをはじめとする介護施設の整備を促進します。</p>
(4) 健康づくりの推進と医療体制の充実	<p>□生涯を通じて心身ともに健康であり続けるため、健康づくりを支援するとともに、医療体制を強化します。</p>
① 心とからだの健康づくり	<p>ア ストレス等の蓄積による心の不安や精神疾患を未然に防ぐため、心の健康についての啓発活動や相談体制を充実します。</p> <p>イ 自殺者数を減少させるため、自殺予防対策を推進します。</p> <p>ウ 健康な生活を送ることができるようにするため、健診や生活習慣病予防の体制などを充実します。</p> <p>エ いつまでも元気な生活を楽しめるようにするため、体力づくりや栄養面での指導など介護状態になることを予防する取組みを充実します。</p> <p>オ 国際化の進展や多様な生活様式・労働形態により、多様化する感染症の流行・まん延を防ぐため、感染症予防を充実します。</p>
② 医療体制の強化・充実	<p>ア 市内の医療機関に勤務する医師・看護師不足を解消するため、医師・看護師確保対策を推進します。</p> <p>イ 市民が安心して生活できる環境を整備するため、病診連携など地域医療体制の充実を推進します。</p> <p>ウ 適正な医療等の提供を確保するため、医療機関や薬局の監視を強化します。</p>

		エ がん患者の不安や疑問に適切に対応し、在宅での療養生活の質の維持向上を図るため、緩和ケアにかかる医療と福祉の連携を促進します。
(5) コミュニティへの支援		□ 様々なコミュニティが、地域の課題解決に取り組めるようにするため、地縁団体やテーマコミュニティの活動に対する支援を充実します。
	① コミュニティへの支援	ア 生活地域を中心とした教育や福祉など様々なテーマに対応できるようにするため、コミュニティ活動や交流を支援します。
		イ 町内会・自治会等の活動を活性化させるため、町内会館の建設や各種活動に対する支援を行います。

5 安全で快適に暮らせるまち

(1) 災害・緊急事態に強いまちづくり	□災害に強いライフライン、都市施設、市街地づくりを進めるとともに、災害や危機が発生した際に迅速に対応できる体制を整備します。
① 緊急輸送路やライフラインの強化・多重化	<p>ア 災害時の避難路や緊急時の通路を確保するため、防災道路の整備を推進します。</p> <p>イ 災害時の応急対策活動を円滑に進めるため、橋りょうやトンネルの耐震補強などを実施します。</p> <p>ウ 震災時において、海上から安定した緊急物資の搬入を可能にするため、大規模地震にも対応できる耐震強化岸壁を整備します。</p> <p>エ 災害に強く、危機管理能力の高い上下水道システムを構築するため、上下水道施設の耐震化を図るとともに、災害時の早期復旧体制を整備します。</p>
② 都市施設などの耐災性の向上	<p>ア 災害対策の拠点機能を維持するため、市役所本庁舎等の維持管理を充実します。</p> <p>イ 震災時における来館者の安全確保と防災拠点としての機能強化のため、公共建築物の耐震化を図ります。</p>
③ 市街地の防災対策の推進	<p>ア 震災時における市街地の安全を確保するため、住宅や宅地の耐震化を促進します。</p> <p>イ 被災時の広域避難、一時避難や延焼防止などに役立つ公園整備を推進します。</p> <p>ウ 地すべり、がけ崩れによる災害から市民の生命及び身体を守るため、危険箇所への防災対策を推進します。</p> <p>エ 護岸や海浜地の近くに暮らす市民の安全を確保するため、海岸防潮対策と海岸侵食対策を推進します。</p> <p>オ 大雨による浸水地区の被害を低減するため、浸水対策を推進します。</p>
④ 防災・危機管理体制の充実	<p>ア 自然災害や大きな事故に対する事前対策と、発生時の迅速かつ的確な対応を図るため、総合的な防災体制を整備します。</p> <p>イ テロや大規模感染症など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす危機に備えるため、総合的な危機管理体制を整備します。</p> <p>ウ 地域の防災拠点となる公共施設の機能強化を図るため、被災時に必要な資機材、物資等を整備します。</p> <p>エ 災害時の救急医療を整備するため、医師会等との連携を強化し、地域医療救護所への医師等医療従事者の派遣体制や、医薬品、医療資機材の確保を推進します。</p> <p>オ 大地震による被災時の二次的災害を防止するため、被災した建築物等の安全性を見きわめる応急危険度判定士の養成等を行います。</p>
⑤ 市民協働による防災活動の促進	<p>ア 災害に対する「自助」「共助」の体制を強化するため、自主防災組織の活性化を促進します。</p> <p>イ 市民一人ひとりの防災意識や防災知識・技術の向上を図るため、防災について学ぶ環境を充実するとともに、より効果的な自主防災訓練の実施を促進します。</p>

	<p>ウ 地域防災力の要である消防団の機能を強化するため、施設・装備を充実するとともに、各種訓練等を通じて消防団の活性化を図ります。</p> <p>エ 救命効果の向上を図るため、市民に対して応急手当に関する正しい知識や技術の普及啓発を推進します。</p> <p>オ 事業所や一般住宅の火災を予防するため、事業所における自主防火管理体制の強化や、一般住宅の防火対策を促進します。</p>
(2) 安心して日常生活を送るための環境づくり	<p>□産業活動や日常生活から生じる環境問題をはじめ、消防・救急・救助、防犯、交通安全、消費者保護などの対策を推進します。</p>
① 環境保全対策の推進	<p>ア 大気汚染や水質汚濁などの環境問題に対応するため、環境監視体制を充実するとともに、事業者、市民等の環境負荷低減の取組みを推進します。</p> <p>イ 放置自動車による障害をなくすため、所有者調査、撤去指導、廃物認定など、発生防止と適正処理に関する取組みを推進します。</p> <p>ウ 港湾と漁港を安全に利用できるようにするため、放置艇を一扫する対策を推進します。</p> <p>エ 一般廃棄物等の不法投棄を防止するため、適正処理意識の啓発を図るとともに、警察署との連携による監視活動を推進します。</p> <p>オ 環境美化に対する市民意識の向上を図るため、クリーンよこすか運動や、ポイ捨て防止啓発活動を推進します。</p> <p>カ 公衆衛生の向上を図るため、公共下水道事業計画認可区域外の地域における合併処理浄化槽の設置と維持管理指導を行います。</p> <p>キ 公共トイレを安全・安心に利用しやすくするため、適切な設置と清掃、補修、改修等の維持管理を推進します。</p> <p>ク 公共用水域の水質向上を図るため、下水道施設の高度化を推進します。</p>
② 消防・救急・救助体制の充実	<p>ア 火災、事故、急病などに迅速に対応するため、消防力の適正配備を進めます。</p> <p>イ 各種災害から市民の生命と財産を守るため、消防・救助活動の装備機材や消防車両の維持管理、整備を行うとともに、現場活動に必要な技術を身につけるための職員訓練などを実施します。</p> <p>ウ 迅速かつ確実な高度救命処置に対応するため、救急隊の知識・技術の向上を図るとともに、消防体制と救急医療体制の機能連携を推進します。</p> <p>エ 救急医療体制の充実を図るため、救急医療センターの機能を強化し、医師会及び医療機関との連携、協力体制をさらに推進します。</p> <p>オ 消防力を強化するため、消防活動の広域連携を図ります。</p>
③ 防犯対策の推進	<p>ア 犯罪のない安心して暮らせる環境をつくるため、地域、警察、関係団体、米海軍、行政などが連携した地域安全活動を推進します。</p>
④ 交通安全対策の推進	<p>ア 交通事故のない安心して暮らせる環境をつくるため、地域、警察、関係団体、行政などが連携した地域安全活動を推進します。</p> <p>イ 運転者、歩行者のモラルやマナーの向上を図るため、交通安全運動や年代別の交通安全教室などの啓発活動を、関係機関及び団体と連携して推進します。</p>

	<p>ウ 放置自転車などをなくし、駅周辺を安心して歩ける環境にするため、自転車等駐車を整備します。</p> <p>エ 道路管理者である国、県や交通管理者である警察との定期的な協議の場を設け、交通安全施設の整備に関する総合的な対策を検討します。</p> <p>オ 交通安全の確保と良好な道路環境を創出するため、道路照明灯や道路反射鏡等の整備を推進します。</p>
⑤ 消費者保護対策の推進	<p>ア 悪質商法などの被害から市民を守るため、消費生活情報の提供機能を強化するとともに、消費生活に関する講座の開催など啓発活動を推進します。</p> <p>イ 高度化、複雑化した消費生活相談に対応するとともに、あつせんや適切な助言ができる体制を充実するため、専門知識を持った消費生活相談員を配置します。</p> <p>ウ 取引・証明における適正な計量を確保し、消費者の利益を守るため、計量器の検査や計量思想の啓発を行いません。</p>
⑥ 食品・環境衛生対策の推進	<p>ア 食の安全や衛生環境を確保するため、食品・環境営業に関する施設や動物取扱業施設に対する、監視、指導、啓発等を推進します。</p> <p>イ 市民の健康や食の安全、快適な生活環境を保つため、精確で迅速な試験検査を行いません。</p>
(3) 快適な暮らしを支える生活基盤づくり	<p>□ 快適な暮らしを支える生活基盤として、上水道、下水道、廃棄物、道路・交通環境、公園、河川などの適切な整備、維持管理、運営を推進します。</p>
① 上水道事業の効率的な運営	<p>ア 安全でおいしい水道水の供給を図るため、水道管の改良や水質監視の強化を推進します。</p> <p>イ 持続可能な水道事業運営を図るため、アセットマネジメント手法を取り入れながら、施設の効率的な維持管理、改築更新及び再編成を推進します。</p>
② 下水道事業の効率的な運営	<p>ア 持続可能な下水道事業運営を図るため、アセットマネジメント手法を取り入れながら、施設の効率的な維持管理、改築更新及び再編成を推進します。</p>
③ ごみの減量化・資源化、適正処理の推進	<p>ア 循環型社会を実現するため、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進により、ごみの減量化・資源化、適正処理を図ります。</p> <p>イ 産業廃棄物の適正処理を図るため、処理実態の把握に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、減量化、資源化及び適正処理について、排出事業者や処理事業者に対する指導を推進します。</p> <p>ウ 横須賀市と三浦市による、ごみの広域処理を行うため、横須賀市に可燃ごみ処理施設と不燃ごみ等選別施設を、三浦市に最終処分場を整備します。</p> <p>エ 環境負荷の軽減を図るため、下水の中に含まれる資源の活用など、資源循環に関する施策を検討します。</p>
④ 道路・交通環境の整備	<p>ア 市内交通の円滑化を図るため、各地域間、拠点間を結ぶ幹線道路の整備を進め、一部の幹線道路に集中している交通の分散化を図ります。</p> <p>イ 地区の交通需要に対応するため、主要な幹線道路へスムーズに連絡する地区幹線道路の整備、改良を推進します。</p> <p>ウ 自動車交通の円滑化と安全性の向上を図るため、歩道や交差点等の交通安全施設の整備、改良や狭あい道路の拡幅を推進します。</p> <p>エ 橋りょうの安全を確保するため、健全度調査に基づき修繕計画を策定し、計画的な維持管理を行います。</p>

		オ 地域社会の活力向上や、市民生活、社会活動の利便性向上のため、交通の円滑化を図ります。
	⑤ 公園の整備	ア 生活に憩いの場を創出するため、身近な公園を整備します。 イ 新たな公園整備や既存公園のリニューアルを行う際には、多様な利用者ニーズに対応するとともに、安全性や利便性に配慮するなど、誰もが利用しやすい公園づくりを進めます。
	⑥ 河川の管理	ア 治水機能を守るとともに、市民のやすらぎ空間を創出するため、河川の維持管理を充実します。
	⑦ 市営住宅の管理運営	ア 民間住宅を活用して、住宅困窮者に安定した賃貸住宅の供給を行います。 イ 市営住宅の維持管理と運営を計画的に行います。
	⑧ 火葬場・墓地の管理運営	ア 火葬場の管理運営を行うとともに、火葬業務の集約統合等を進めます。 イ 公園墓地の管理運営を行うとともに、憩いの場としての活用を図ります。
(4)	地球環境問題への対応	□地球規模の環境問題に対して、地域での取組みを推進します。
	① 温暖化対策の推進	ア 本市の事務・事業の執行に伴い排出される温室効果ガス削減のため、職員の環境配慮行動の実践及び環境負荷軽減の取組みを実施します。 イ 市域における地球温暖化対策を推進するため、市民、事業者、行政などが連携した取組みを推進します。 ウ 市域から排出される温室効果ガスの削減を図るため、再生可能エネルギーの普及支援や、市民、事業者の省エネルギーへの取組みを促進します。 エ 環境負荷の低減に係る設備を設置した建築物について、容積率を緩和する基準等の策定を検討します。 オ 上下水道事業から排出する温室効果ガスを削減するため、省エネルギー対策を推進します。
	② 環境教育・環境学習の推進	ア 環境に関する意識の啓発を図るため、市民、事業者、学校などが連携・協働して、環境教育、環境学習を推進します。

第5章 まちづくりの推進姿勢

1 市民協働によるまちづくりの推進	
(1) 情報公開・個人情報保護の充実	<input type="checkbox"/> 市民が必要とする情報を積極的に提供し、行政運営の透明性を高めるとともに、個人情報を適切に管理します。
① 情報公開・個人情報保護の充実	ア 行政運営の透明性や公正性を高め、開かれた市政を推進するため、各分野の情報を積極的に提供します。 イ 個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報保護を充実します。
(2) 広報広聴活動の充実	<input type="checkbox"/> すべての市民に分かりやすい広報活動や多くの市民が意見を述べることのできる広聴活動を充実するとともに、様々な市民相談に対応します。
① 広報活動の充実	ア すべての市民に必要な情報を伝えるため、職員一人ひとりが意識を持って、分かりやすく身近な広報活動を推進します。 イ インターネット、テレビ、新聞、ミニコミ紙などの身近な媒体を活用し、戦略的な広報活動を行います。
② 広聴活動の充実	ア 市民ニーズを的確に把握し市政に反映するため、広聴活動を推進し、頂いた意見とそれに対する回答を市ホームページで広く公開します。 イ 市民の意見を、直接地域などに出向いて伺うため、車座会議やまちづくり出前トークを積極的に開催します。 ウ 正確で客観的な市民意見を把握するため、アンケートなどの手法について、全庁的なルールづくりを行います。
③ 市民相談の充実	ア 市民の問題解決を援助するため、職員による市民生活相談や交通事故相談を実施します。 イ 多様化、複雑化する市民生活に対応するため、弁護士による法律相談など、専門性を要する特別相談を実施します。
(3) 市民協働の推進	<input type="checkbox"/> 市民公益活動を支える環境づくりや多様な主体によるまちづくりを推進します。
① 市民公益活動の促進	ア 市民が自律し、自らの創意を生かしながら地域のまちづくり活動を進めるため、市民公益活動を支える人づくり・場づくりを進めます。 イ 市民公益活動を促進するため、市民や企業が市民公益活動を支え合う仕組みづくりを進めます。
② 協働による取組みの推進	ア 市民、市民公益活動団体、企業など多様な主体が行政と対等な立場で、役割分担を明確にした上でまちづくりを進める、協働型社会を構築します。 イ 市民や企業等の意見を計画の策定などに反映させるため、合意形成の機会を充実します。

2 効率的な都市経営の推進

<p>(1) 機動的で効率的な体制づくり</p> <p>① 柔軟な組織・執行体制づくり</p> <p>② 情報システムによる行政の効率化</p>	<p>□機動的な組織、執行体制づくりに取り組みとともに、情報システムを充実し効率的な行政運営を行います。</p> <p>ア 社会情勢の変化などによる新たな行政需要に対応するため、柔軟な組織・執行体制づくりを推進します。</p> <p>ア 情報システムやネットワークなどの情報基盤の整備、安全な管理運用により、効率的な行政運営を行うとともに、市民サービスの向上を図ります。</p>
<p>(2) 市政を支える意欲と能力のある人づくり</p> <p>① 市政を支える意欲と能力のある人づくり</p>	<p>□豊かな意欲と能力を持った職員の育成を行います。</p> <p>ア 研修制度の充実により、個々の職員の課題認識力や政策形成能力などを高めます。</p> <p>イ 職員の創意が活かされる職場環境を形成するため、職員の問題意識をくみ上げる仕組みづくりを行うとともに、評価制度を充実させていきます。</p> <p>ウ 幅広く優秀な人材を登用することなどにより、専門性や様々な経験、年齢層などの多様性に富んだ組織づくりを行います。</p> <p>エ 職員の意識改革を推進するため、国、県、他都市や民間企業等との人事交流を行います。</p>
<p>(3) 健全な行財政運営</p> <p>① 財政の健全化の推進</p> <p>② 計画的・効果的な行政運営</p>	<p>□安定的な市政運営が可能な財政基盤を確立し、計画的、効果的な行政運営を行うとともに、計画の策定や進行管理、行政評価の充実を図ります。</p> <p>ア 財政の健全化を推進するため、財政と行政改革の計画を策定し、着実に実行します。</p> <p>イ 定期的に事務事業等の点検を実施し、効率化を図ります。</p> <p>ウ 本市が保有する施設の今後のあり方を総合的に判断できる仕組みを構築するため、ファシリティマネジメントの手法を検討・推進します。</p> <p>エ 歳入を確保するため、既に所有している未利用地等や、公共施設の移転・統廃合等によって生じる新たな未利用地等について、積極的に活用または処分を進めます。</p> <p>オ 税や料金等の未納額の圧縮を図るため、滞納対策を推進します。</p> <p>カ 社会環境の変化に対応した外郭団体改革を進めます。</p> <p>ア 総合計画をはじめ分野別計画を策定するとともに進行管理を行い、効率的な行政運営を進めます。</p> <p>イ 政策・施策の評価を行い、効果的な行政運営を進めます。</p> <p>ウ 時代の変化に対応し、まちの特色を生かした政策を企画立案するため、その基礎となる政策研究を行います。</p> <p>エ 公の施設の効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度の適切な運用を推進します。</p>

3 地方分権と広域連携の推進

(1) 地方分権の推進	□地方分権に伴う権限、税財源の確保により、独自性のある政策を展開し、自治体としての魅力を高めます。
① 地方分権の推進	ア 市民に身近なところでより多くの行政サービスを行うため、国、県からの権限、税財源の移譲を要請します。 イ 地方分権の進展及び多様な市民ニーズに対応するため、条例制定、法律の解釈・運用等の政策法務事務の充実を図ります。
② 住民自治の推進	ア 市民が主体のまちづくりを推進するため、自治体運営における基本ルールとして自治基本条例を制定します。 イ 地域の個性や魅力を生かすため、地域住民自らがまちのあり方を決めることができる、地域主体のまちづくりを進めます。
(2) 広域連携の推進	□国、県、市町村との交流や連携による効率的、効果的な行政体制を推進します。
① 広域連携の推進	ア 市域を越えた広域の行政需要や単独では処理が困難な事務事業に対応するため、国、県、市町村との連携による効率的、効果的な行政体制を推進します。